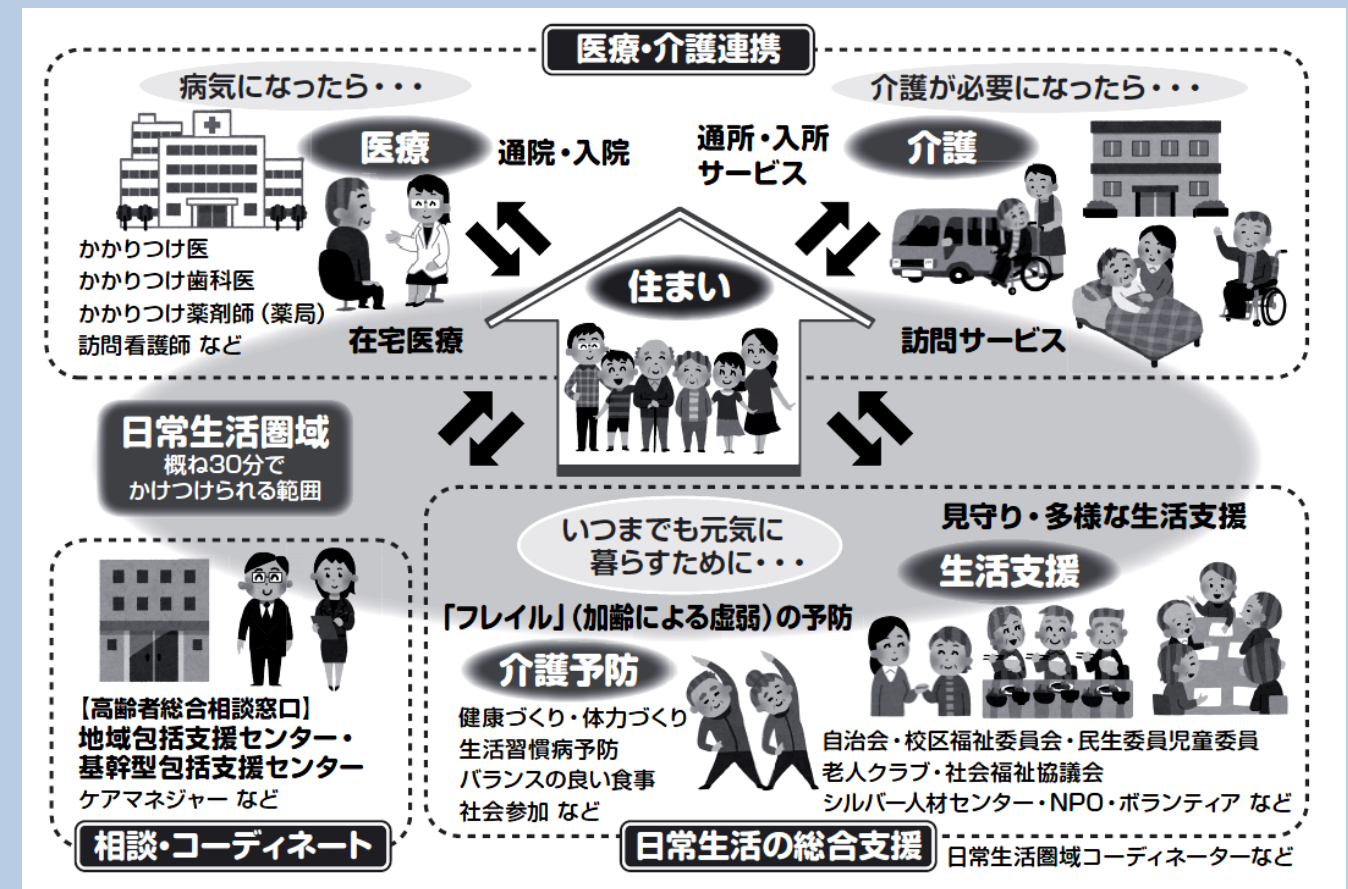


件 名	堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（案）の策定について								
経過・現状 政策課題	【現状・課題】 ・堺市の高齢者数 233,189人 高齢化率 27.9% (H31.3月末) ⇒高齢化率は、2020（R2）年頃に 28.1%のピークを迎え、以降は横ばいで推移したのち、2028（R10）年頃から再び上昇に転じると予想。 2025（R7）年まで、後期高齢者は増加する見込み。 ・「2025年問題」として、高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、老老介護、複数の課題を抱える世帯の増加など、ニーズの多様化する中、地域で市民、事業者、行政が各々の役割を見直し、地域での課題に対して、支えあいや連携のルールに基づき、協力する仕組みづくりが必要である。 【経 過】 ・可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向け、市の責務や市民、関係機関の役割を明確化し、連携及び協働して、地域包括ケアシステムを構築及び深化・推進を図るため、平成30年10月1日に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を施行。 ・同条例第4条第1項において、市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画を策定し、効果的に実施することを規定。								
対 応 方 針 今後の取組 （ 案 ）	【対応方針】 ・条例第11条に規定する地域包括ケアシステム審議会を平成30年12月から令和元年7月までに3回開催し、8月2日に計画（案）についての答申を得た。この答申に基づき、「堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（案）」を策定する。 【計画の内容】 ・2026年度までの方向性を示した長期計画と、より詳細な取組を示した中期計画から構成され、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つの要素ごとに「施策の展開」を具体的に記載。毎年度、検証や進捗管理を行いながら、内容を更新していく。 【スケジュール】 <table border="0"> <tr> <td>令和元年8月21日</td><td>庁議</td></tr> <tr> <td>令和元年10月4日～31日</td><td>パブリックコメントの実施 計画愛称の募集</td></tr> <tr> <td>令和元年11月中旬</td><td>ケアシステム審議会の開催（計画愛称決定）</td></tr> <tr> <td>令和元年11月下旬</td><td>計画策定</td></tr> </table>	令和元年8月21日	庁議	令和元年10月4日～31日	パブリックコメントの実施 計画愛称の募集	令和元年11月中旬	ケアシステム審議会の開催（計画愛称決定）	令和元年11月下旬	計画策定
令和元年8月21日	庁議								
令和元年10月4日～31日	パブリックコメントの実施 計画愛称の募集								
令和元年11月中旬	ケアシステム審議会の開催（計画愛称決定）								
令和元年11月下旬	計画策定								
効果の想定	・市、市民等及び医療・介護等関係者の連携・協働による地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進 等								
関係局との 政策連携	市民人権局 建築都市局 各区役所 など								

基本的視点と施策体系

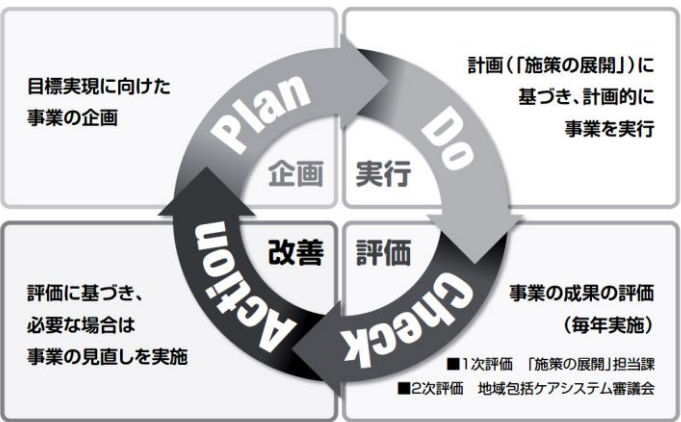
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援をめざして、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと



本計画策定後は、以下の項目に留意しながら計画を推進するとともに、毎年度、前年度取組の検証や次年度以降の目標等をPDCAマネジメントサイクルによる進捗管理や更新を行い、事業の効率性や実効性を高めていく。

- * 関係機関等との適切な役割分担と連携
- * 全庁横断的な推進体制
- * 市民・議会に対する適宜適切な情報提供
- * 効果的な取組を検討するための市民ニーズの把握
- * 多様な媒体を活用した計画の周知・広報

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	2026年の堺市を見据えて計画を更新							
	(第1期)							
	(第2期)	(第3期)	(第4期)	(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第8期)	



基本となる5つの要素ごとにめざす姿を掲げ、施策を効果的に展開する。計画内では、将来的なアウトカム指標を見据えた2026年までの長期的な取組と、具体的に取り組む中期的な取組を掲載する。

基本的視点	施策展開
1. 医療について 高齢者の状況に応じて、看取りまで行える包括的な在宅医療・介護連携体制が構築されている。	(1) 医療・介護の連携強化 ア) 地域の医療・介護の資源の把握 イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ) きれめのない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 カ) 医療・介護関係者の研修 キ) 地域住民への普及啓発 (2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進
2. 介護について 介護サービス等について、必要な量を確保するとともに、その質が確保・充実・強化され必要なサービスが適切に提供されている。	(1) 介護保険制度の理念周知 (2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等 (3) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の運営 (4) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の機能強化 (5) 地域ケア会議の推進 (6) 介護サービスの質の向上 (7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (8) ケアマネジメントの質の向上 (9) 介護人材の確保・育成 (10) 介護保険施設の適正な整備 (11) 介護給付適正化事業の推進 (12) 費用負担への配慮 (13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進 (14) 家族介護者等への支援の充実 (15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
3. 介護予防について 市民一人ひとりが自身の健康の保持増進や介護予防に努め、仮に健康状態が変化しても、安心して暮らしていける。	(1) 介護予防の推進と普及啓発 (2) 介護予防ケアマネジメントの推進 (3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (5) 地域の通いの場の創出 (6) 認知症予防の推進 (7) 生涯にわたるところと体の健康づくり (8) 健康を支える地域社会づくり (9) 生活習慣病などの疾病予防 (10) 高齢期特有の健康課題への対策 (11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト
4. 住まいについて 高齢者の尊厳が保持され、自宅のバリアフリー化、高齢者向け住宅及び高齢者向け施設への入居等、各々の希望と経済力にかかった「住まい」が確保され、その質の維持・向上が進められている。	(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり (3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保
5. 生活支援について 高齢者が支え合いによって、これまでの生活がスムーズに行えたり、自分らしい生活を送れるようになり、高齢者の社会参加や生きがいづくりが進む。	(1) 多様なサービス基盤の充実による支え合いの推進 (2) 情報共有ときっかけづくり (3) 担い手の育成 (4) 社会参加の機会の提供 (5) 権利擁護支援の充実 (6) 消費者被害の未然防止及び救済 (7) 災害等緊急時に備えた支援の充実

(案)

堺市地域包括ケアシステムの推進に 関する施策に係る総合的な計画

〈愛称決定次第掲載〉

第1期

令和元年8月2日

住み慣れた地域で
いつまでも安心して 心豊かに暮らせるまちへ



堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画

第1期

第1章 計画策定に当たって 1

- 1 計画策定の趣旨及び基本理念 2
- 2 計画の性格、策定体制等 4
- 3 計画の位置づけ 5
- 4 これまでの取組の評価 6

第2章 基本的視点と施策体系 13

- 1 基本的視点 14
- 2 施策体系 15

第3章 施策の展開 17

- 1 医療について 18
- 2 介護について 22
- 3 介護予防について 27
- 4 住まいについて 31
- 5 生活支援について 33

第4章 計画の推進 38

- 1 関係機関等の連携、役割 39
- 2 地域包括ケアシステム推進体制 40
- 3 市民・議会への情報提供 41
- 4 市民意見聴取等 41
- 5 計画の周知・広報 41
- 6 計画の進行管理・検証 41
- 7 今後の進め方 42

- 資料 43
 - ・ 審議会委員名簿 44
 - ・ 条例本文 45
 - ・ 地域包括支援センター・基幹型包括支援センター 一覧 48
 - ・ 用語説明 49

第 1 章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨及び基本理念
- 2 計画の性格、策定体制等
- 3 計画の位置づけ
- 4 これまでの取組の評価

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び基本理念

(1) 計画策定の趣旨

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援をめざして、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

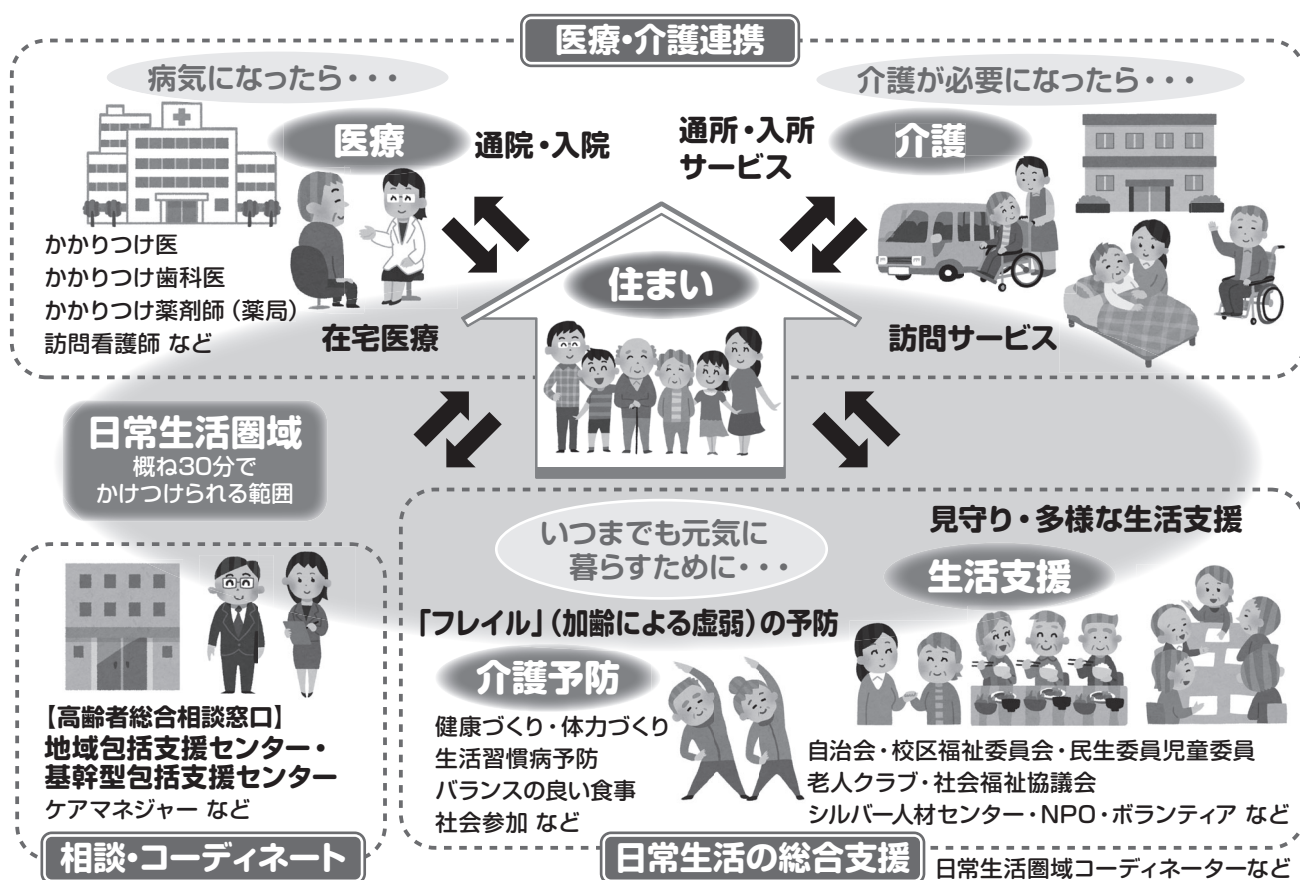
市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、様々な主体が一体となって地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

本市では、この地域包括ケアシステムを推進するため、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」（以下「堺市地域包括ケアシステム推進条例」という。）を、平成30年10月1日に施行しました。

本市における地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進を効果的に実施するため、市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「ケアシステム推進施策」という。）に係る総合的な計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画のもと、庁内で横断的に連携するとともに、市、医療介護等関係者、市民等が共に力を合わせて地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいきます。

そして世代を超えて受け継ぎ、いつまでも高齢者の方が自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。



高齢者福祉関係数値 （平成31年3月末現在）

総人口	83万6,166人
65歳以上の高齢者人口	23万3,189人
高齢化率	27.89%
75歳以上の高齢者人口	11万7,740人
75歳以上のひとり暮らし人口	4万2,999人
75歳以上の高齢者のみの世帯数	6万1,312世帯

（２）基本理念

本計画の基本理念は、堺市地域包括ケアシステム推進条例第3条の各号となります。この基本理念のもと、「人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられるまち 堺」をめざします。

堺市地域包括ケアシステム推進条例

第3条

- （１）地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- （２）地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- （３）地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- （４）地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- （５）市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

2 計画の性格、策定体制等

(1) 根拠法令等

本計画は、平成30年10月1日施行「堺市地域包括ケアシステム推進条例（平成30年条例第43号）」第4条の規定に基づき、策定するものです。

(2) 計画の期間

本計画策定後は、毎年更新を行い、本計画の中に記載の各取組について、前年度の検証や次年度以降の目標等PDCAサイクルによる進捗管理を行い、第3章の内容を中心に更新していきます。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	2026年の堺市を見据えて計画を更新							
	(第1期)							
		(第2期)	(第3期)	(第4期)	(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第8期)

(3) 計画の策定体制

本計画は、平成29年5月に作成した「地域包括ケアシステムの構築にむけて平成37年度までの取組等を示したロードマップ」を踏まえながら、学識経験者、市内医療介護等関係団体、市民団体などから構成される「堺市地域包括ケアシステム審議会」（以下「審議会」という。）において検討を行い、策定しました。

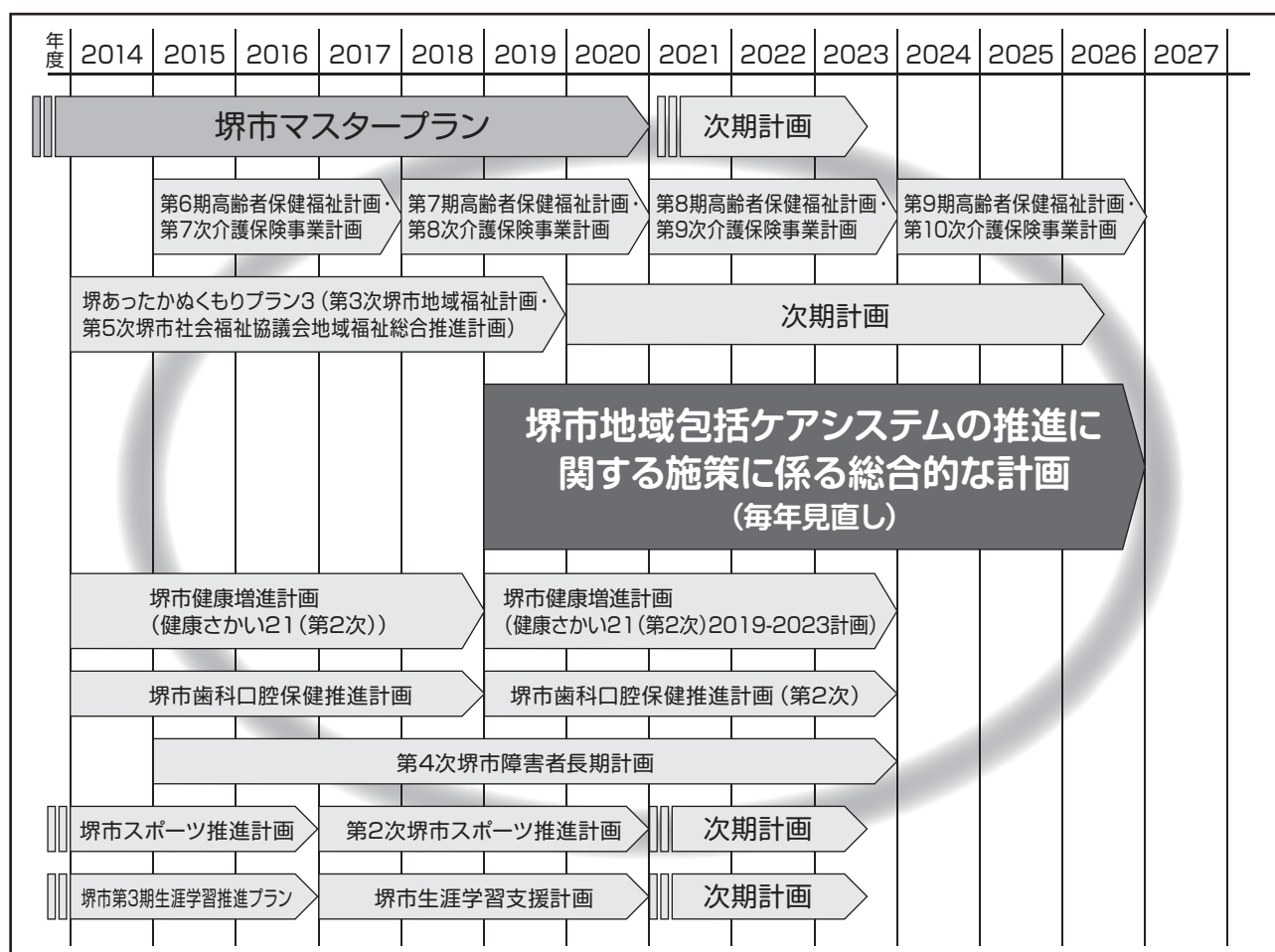
なお、「堺市地域包括ケアシステム推進条例」の制定にあたり、平成30年第3回堺市議会において、堺市地域包括ケアシステム推進条例の施行に際して付帯決議がなされたことから、付帯決議を遵守しながら計画を作成しました。

- 1 本市が策定する地域包括ケアシステム推進に関する施策に係る総合的な計画は、目標を明確にしてその達成に努めること。また、取組の進捗についてはその都度議会に報告の上、市民にも分かりやすいかたちで公表すること。
- 2 新たに設置される堺市地域包括ケアシステム審議会の審議内容は、開催後直ちに公開し市民への理解を深めること。
- 3 地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、専門職の人材確保と着実な業務運営が行えるよう現状調査を実施した上で、具体的な方策を示すこと。また、現在の21か所の圏域を見直し拡大を図ること。
- 4 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、公的支援を含め、必要な支援が隙間なく要支援者に届くよう努めること。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市総合計画である「堺市マスタープラン」や、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「堺あったかぬくもりプラン（堺市地域福祉計画・堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）」を上位計画とし、「堺市健康増進計画（健康さかい21）」「堺市歯科口腔保健推進計画」「堺市障害者長期計画」「堺市スポーツ推進計画」「堺市生涯学習支援計画」など関連分野の計画との調和を図るとともに、国の基本指針や大阪府の「大阪府医療計画」とも整合のとれた計画として策定します。

本計画の位置づけ



4 これまでの取組の評価

(1) 医療について

成 果

平成27年に厚生労働省から示された「在宅医療・介護連携推進事業」の事業項目

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討
- (ウ) きれめのない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発

に基づき、本市における在宅療養を推進するため、以下の取組を推進しています。

特に医療については、(ア)として、平成30年度に「堺市医療・介護資源のリスト」を作成し、市のホームページに公表して市民等や医療介護支援者とも情報を共有しています。

(イ)については、平成28年度から、「堺市地域包括ケアシステム推進会議」を開催し、さらに平成30年度には、「堺市地域包括ケアシステム審議会」を新たに設置して、ケアシステム推進施策について話し合いを進めています。

(ウ)については、庁内で連携して検討を進めています。

(エ)については、堺市医師会作成の「〈堺市版〉医療・介護の多職種連携マニュアル」の普及啓発を進めながら、より多くの医療介護等関係者に活用していただけるよう、堺市医師会主導のもと改訂を検討しています。

また、今後医療・介護連携における情報共有のツールとして、情報通信技術（ICT）の活用が期待されることから、地域医療連携に係るICTに関する研究を庁内で連携して実施しています。

(オ)については、平成29年度に、地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う「堺地域医療連携支援センター」を、堺市医師会内に設置しました。堺市歯科医師会や狭山美原歯科医師会の「在宅歯科ケアステーション」や、堺市薬剤師会の「地域医療連携室」、地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターと連携を図りながら、在宅医療に関する幅広い支援を行っています。

(カ)については、毎年医療介護等関係者が参加して多職種事例検討会を各区で1回開催し、顔の見える関係づくりを進めながら、医療介護等関係者の人材確保・育成を進めています。また、自主的に医療介護等関係者が定期的に集まり、「いいともネットさかい」（堺市における医療と介護の連携を進める関係者会議）や「C.C.コネット」（堺地域『医療と介護の連携強化』病院連絡協議会、堺市社会福祉協議会共同主催）を開催して、連携を進めています。

C.C.コネット主導で毎年実施される「介護支援専門員等病院見学実習」や「病棟看護師等介護事業所見学実習」は、ケアマネジャーが病院へ足を運びやすくなるきっかけをつくり、顔の見える関係性を構築する良い取組である、と厚生労働省から良い評価を得ています。医療介護等関係者向け講演会も、全市的に1年に1回開催しています。

(キ) については、地域包括ケアシステムシンポジウムや多職種による地域交流セミナーを、定期的に開催しています。

特に、今後在宅で最期まで暮らす高齢者が増加すると予想されることから、終末期においても患者の尊厳ある生き方を実現するために、患者の意思が尊重された医療及びケアが受けられるよう、将来の医療及びケアについて患者を主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセスである「アドバンス・ケア・プランニング」(以下「ACP(人生会議)」という。)が重要となることから、ACP(人生会議)について、市民等や医療介護等関係者に普及啓発を行うため、シンポジウム等を実施し普及啓発を進めています。

また、認知症施策については、本市に2か所設置している「認知症疾患医療センター浅香山病院」と「認知症疾患医療センター阪南病院」とを中心に、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員や専門医療機関、地域包括支援センター等が包括的に連携しながら、本市の認知症医療体制を築いています。

また、早期発見・早期診断につなぐために「認知症初期対応ガイドブック」を改訂してかかりつけ医に配布し、認知症医療体制の充実に取り組んでいます。

認知症気づきチェックリストの配布により、本人や家族・周囲の人が早期にかかりつけ医の受診につながるよう認知症の理解を進めています。

課 題

さらに多職種連携を進めるとともに、連携に向けた情報の集約化や必要な情報を、効率的に共有するためのツールの普及などの推進が必要です。

在宅医療や、住み慣れた地域で安心した生活が続けるためのサービスである地域密着型サービスなどの基盤を、一層充実していく必要があります。

地域包括ケアシステムをはじめ、在宅療養や看取りなどについても、引き続き市民等に対して普及活動が必要となります。

特にACP(人生会議)については、患者本人だけでなく家族や医療介護等関係者の理解や協力が必要で、予測されていない急激な変化がおこることもあることから、患者が意思を伝えられるときからその意思を共有することが重要であり、元気な高齢者をはじめ、広く普及啓発を進めていく必要があります。

認知症に関しては、早期発見・早期診断・早期対応の仕組みをさらに充実させるとともに、医療介護等関係者と市民が、認知症の対応力の向上に努めることも大切となります。

(2) 介護について

成 果

介護人材の確保と育成と定着支援については、介護業界への新たな人材の拡充と定着・育成に向けて、介護事業者が自ら職場環境の改善に取り組めるよう堺市老人福祉施設部会や教育機関、雇用部局等関係機関との連携を図りながら支援を行っています。

介護・福祉職の魅力や取組を伝えるために、「福祉と介護の実践発表会」、「介護事業所等表彰」や「新任期、中堅期、管理期における研修」を実施し、職場環境に加えて、職員のモチベーションの向上や職員同士のつながりを図るなど、人材の確保、育成と定着支援を行っています。

特に、外国人材の活用については、庁内で研修会等も実施して研究を進めています。

地域包括支援センターについては、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、地域包括ケアシステムの実現に向けて中心的な役割を果たす機関となります。

地域包括支援センターが、圏域内、区内において地域ケア会議等を開催し、地域や関係機関と連携することで、見守りに関するネットワークの構築に取り組んでいます。

認知症については、正しい理解が進むよう、身近な地域で「認知症サポーター養成講座」を実施し、小学生をはじめ子どもの頃から認知症についての普及を進めています。

また、介護している家族の負担感が軽減されるよう、認知症サポーター養成講座等で介護家族の理解やレスパイトの重要性の周知を進めています。

介護のために離職する人や、高齢者同士の介護、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」など、介護者の過重負担が社会的な問題となる中、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、本市では、家族介護支援事業などを進めるとともに、「ダブルケア相談窓口」を区役所内にある基幹型包括支援センターに設置しています。権利擁護やダブルケアや多様な課題に対する相談・支援について、多分野の関係機関と連携を図り適切な支援につなげています。

また、市内事業所等が開催する「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）の活動を支援しています。平成31年3月末現在38か所でカフェが開催されており、身近な場所での開催の拡充を促進しています。

介護サービス等の基盤整備としては、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備として、介護給付適正化事業の推進を行うとともに、介護保険に係る費用負担が過重とならないよう軽減制度を設けることにより、費用負担への配慮を行っています。また、介護保険施設等へ介護相談員を派遣して、利用者のサービスに関する疑問等を解消するなど、介護保険制度に関する啓発に取り組んでいます。

課 題

介護保険施設の整備については、住宅系サービスの整備状況等も踏まえて、入所希望者の状態像やニーズに応じた整備が進むよう、手法を検討していく必要があります。

人材確保や介護職の定着、スキルアップ等に向けた取組の一層の充実、事業所のニーズや抱える課題に合わせた事業内容の見直しが必要です。

外国人材の活用については、国や府の動向をみながら、引き続き研究を進めています。

認知症に関して、早期発見・早期診断・早期対応の仕組みをさらに充実するとともに、医療・介護に関わるあらゆる専門職と市民が、認知症の対応力の向上に努めることが大切です。

家族介護者が、社会から孤立することなく、やりがいを感じながら介護をすることができるよう、介護負担を減少させ、在宅介護を続けるうえでの介護者の休息（レスパイト）の重要性について普及

啓発を進めるとともに、相談支援の一層の充実や、介護者支援の担い手を養成し、活動支援を進めることが重要です。

在宅で生活する高齢者のみの世帯や認知症高齢者が在宅で生活する数も増加が見込まれるため、消費者被害の防止や特殊詐欺被害の防止、権利擁護などの観点からの在宅生活支援が重要となります。

(3) 介護予防について

成 果

市民一人ひとりが、自らの健康の保持増進や介護予防に努め、高齢になっても安心して暮らしていけるよう、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「堺市健康増進計画（健康さかい21）」に基づき、事業を実施してきました。

介護予防の取組として、地域での介護予防教室「げんきあっぷ教室」を実施しています。

堺市版介護予防体操「堺コッカラ体操」の地域での普及啓発を進めてきたところです。

介護予防ケアマネジメントや介護予防事業を通して、地域やケアマネジャー等介護事業所に対して介護予防の理念の周知を行い、普及啓発に努めています。

本人や地域、介護事業所等に対して研修や媒体を通してフレイル予防や認知機能の低下の予防等に関する啓発や情報提供を行い、介護予防の効果を推進しています。

超高齢社会の課題対応として、地域における「介護予防」と「生活支援」の取組みを充実させるとともに、支えあいの地域づくりを推進することを目的として、堺市社会福祉協議会へ業務委託により日常生活圏域コーディネーターを配置しています。

同コーディネーターの主な活動として、地域活動への参加、住民や地域団体への地域情報の聴き取り等により、地域における社会資源や課題を把握する一方で、地域課題の解決や新たな資源開発に向け、住民や地域団体、企業、活動主体者との調整やプロジェクトの企画立案を行っています。

これらの活動により、地域において、新たな集いの場の創出や既存の福祉活動の活性化に結び付いています。

なお、同コーディネーターについては、平成27年度からモデル配置を進め、平成29年度以降順次、同協議会各区事務所への配置を進めています。

健康づくりについては、堺市健康増進計画である「健康さかい21（第2次）」などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、各区の保健センターを中心に、ウォーキングや体操など継続した活動につなげています。

地域における健康づくりは、保健センターが中心となって行っています。健康づくり自主活動グループ、食生活改善推進員、8020普及推進員、在宅保健専門職グループなど、市民組織活動の育成と活動の支援に取り組んできました。

また、イベントなど様々な機会を捉え、自主組織と協働した啓発活動を行いました。

グループの代表者が、定期的に保健センターに集い、市民の健康課題を共有しました。また、活動発表会やグループ間交流やリーダー派遣などにより、グループ間で活動の支援も行いました。

生活習慣病などの重症化予防に向けた健康教育や健康相談の充実を図り、多様化する健康課題に対応しています。

健康の保持増進の取組として、市民自らが望ましい食生活や運動習慣を身につけ健康を保つことができるよう、専門職が地域に出向いて、生活習慣病予防や健康づくり活動、たばこ等をテーマとした健康教育や健康相談を実施しました。

また、家族や友人、知人など仲間同士が声をかけあい、継続して健康をめざせるように、健康づくり自主活動グループの育成支援や、食生活改善推進員や歯と口の健康を普及する8020メイトの養成講座を開催しました。

さらに、保健センターから健康情報が届きにくい市民にも伝えるため、健康づくりに取り組むボランティアとともに、区民まつりなどのイベントの機会を捉えた啓発活動を行いました。

課 題

健康寿命を延伸し、高齢になっても自立した生活を実現するためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組の推進が、喫緊の課題です。

市や地域包括支援センター等により、高齢者、地域やケアマネジャー等介護事業所に対して介護予防の理念の周知を行い、普及啓発に努めることが必要です。

後期高齢者の増加に伴い、認知症やフレイル予防が重要となるため、介護予防について高齢者・地域・事業所・行政等ができることに取り組むことで、介護予防を推進することが必要となります。

また、要介護者等の介護が必要となった主な原因である脳血管障害や心疾患などの生活習慣病を予防し、早期発見及び重症化の予防に取り組む必要があります。

地域の保健医療専門職は、健康問題に対する技術や情報の提供や、病気の予防と治療などに対する大きな役割を担っているため、市と地域の保健医療専門職が連携した取組の推進も必要となります。

そのため、広く地域で健康等に関する学びの場を提供するとともに、市民一人ひとりが主体的に社会参加しながら、互いに支えあい、地域や人とのつながりを深めることができるよう取組を推進します。

市民一人ひとりが主体的に社会参加しながら、互いに支えあい、地域や人とのつながりを深め、健康づくりに取り組む必要があります。地域のつながりは、個人の健康増進に関連しており、地域活動の参加率をあげるなど、地域のつながりづくりが必要です。

特に青壮年期層に対して効果的にアプローチするため、地域の事業所などが自発的な取り組みを進める必要があります。自主活動グループの更なる支援を進めてまいります。

今後、健康長寿のまち堺をめざすに当たって、介護予防と健康づくりは非常に重要となり、それらは一人よりも複数で行う方がより効果が高いことから、身近な地域での、人との交流を通じた活動の場の創出が必要です。

(4) 住まいについて

成 果

高齢者の住まい暮らしに関するハード面については、高齢者の社会参加と生きがいづくりの取組

を進めた結果、「おでかけ応援制度」の利用者は増えるなど、高齢者が外出しやすい環境を整備することで社会参加の促進を図ることができています。

ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や住宅改修等への支援等により、高齢者の住まいへの支援を実施しています。

また、高齢者のみの世帯に対して、在宅で安心して生活していただけるよう、「緊急通報システム」を周知することにより、コンスタントにご利用をいただいています。

ソフト面については、高齢者の住まいに関する情報をホームページなどで提供し、多様化する高齢者住宅事情の情報提供を行っています。

平成28年度からの堺市地域包括ケアシステム推進会議に、高齢者の住まいや住まい方について検討するために「高齢者の住まい暮らし専門家会議」の部会を設けることにより、福祉部局と住宅部局とが連携して取組を進めています。

課題

高齢者が生きがいをもって暮らし続けられるよう、引き続き外出しやすい環境整備や社会参加の機会を確保していくことが重要です。

高齢社会がさらに進展することが予測される中、特に、団塊の世代が2025年には後期高齢者となることから、高齢者の居住ニーズも変化してくると思われられます。

今後は、より個性を活かしたライフスタイルを送る高齢者など、様々な動向にも注視しながら、高齢者が安心して住むことのできる住宅・住環境を確保する必要があり、住み慣れた住まいで安心して暮らし続けられるような施策の充実や、住まいのあり方が多様化する中その人のニーズに合った住まいが提供できるよう、住宅の質の向上に向けた取組も重要です。

都市環境については、引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。

(5) 生活支援について

成果

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、様々な事業を展開しています。社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者の起業・就労支援、就労機会の拡大などの取組も進めています。

課題

今後も、高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。

高齢化が進み、労働力人口が減少傾向にある中、都市の活力を維持していくためには、高齢者の就労・社会活動を促進していくことが必要であると考えられます。

シルバー人材センターについては、会員数、契約件数等の目標値を下回っており、定年延長や雇用形態の多様化など変化する社会情勢への対応が課題です。

老人クラブの活性化については、会員数、老人クラブ数ともに年々減少しており、高齢者の生きがいづくりを進めるうえで活性化をどのように図っていくかが課題です。

地域包括ケアシステムにおいて、公的サービス以外にも多様な主体によるサービスや住民が主体となった生活支援が重要であることから、地域資源を活かした取組やサービスの創出、資源とニーズのマッチング、担い手の拡充などを通じて、高齢者が社会の担い手として活躍できる基盤の充実も必要となります。

第2章 基本的視点と施策体系

1 基本的視点

2 施策体系

第2章 基本的視点と施策体系

1 基本的視点

地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進にあたっては、5つの要素について、それぞれめざす姿を掲げて、施策を効果的に展開していく。

(1) 医療について

高齢者の状況に応じて、看取りまで行える包括的な在宅医療・介護連携体制が構築されている。

(2) 介護について

介護サービス等について、必要な量を確保するとともに、その質が確保・充実・強化され、必要なサービスが適切に提供されている。

(3) 介護予防について

市民一人ひとりが自身の健康の保持増進や介護予防に努め、仮に健康状態が変化しても、安心して暮らしていける。

(4) 住まいについて

高齢者の尊厳が保持され、自宅のバリアフリー化、高齢者向け住宅及び高齢者向け施設への入居等、各々の希望と経済力にかなった「住まい」が確保され、その質の維持・向上が進められている。

(5) 生活支援について

高齢者が支え合いによって、これまでの生活がスムーズに行えたり、自分らしい生活を送れるようになり、高齢者の社会参加や生きがいがづくりが進む。

2 施策体系

カテゴリー	施策展開
1. 医療について	(1) 医療・介護の連携強化
	ア) 地域の医療・介護の資源の把握
	イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	ウ) きれめのない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
	エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
	オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
	カ) 医療・介護関係者の研修
	キ) 地域住民への普及啓発
	(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進
2. 介護について	(1) 介護保険制度の理念周知
	(2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等
	(3) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の運営
	(4) 地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）の機能強化
	(5) 地域ケア会議の推進
	(6) 介護サービスの質の向上
	(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
	(8) ケアマネジメントの質の向上
	(9) 介護人材の確保・育成
	(10) 介護保険施設の適正な整備
	(11) 介護給付適正化事業の推進
	(12) 費用負担への配慮
	(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進
	(14) 家族介護者等への支援の充実
	(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
3. 介護予防について	(1) 介護予防の推進と普及啓発
	(2) 介護予防ケアマネジメントの推進
	(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
	(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
	(5) 地域の通いの場の創出
	(6) 認知症予防の推進
	(7) 生涯にわたるところと体の健康づくり
	(8) 健康を支える地域社会づくり
	(9) 生活習慣病などの疾病予防
	(10) 高齢期特有の健康課題への対策
	(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト
4. 住まいについて	(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
	(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり
	(3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保
5. 生活支援について	(1) 多様なサービス基盤の充実による支え合いの推進
	(2) 情報共有ときっかけづくり
	(3) 担い手の育成
	(4) 社会参加の機会の提供
	(5) 権利擁護支援の充実
	(6) 消費者被害の未然防止及び救済
	(7) 災害等緊急時に備えた支援の充実

これらの施策体系について、下記のような構成で展開を示すものとします。

カテゴリー	2026年度までの取組	2020年度まで (計画2期分)の取組
1. 医療について	1-A	1-B
2. 介護について	2-A	2-B
3. 介護予防について	3-A	3-B
4. 住まいについて	4-A	4-B
5. 生活支援について	5-A	5-B

1-A ~ 5-A

A面は、2026年までの長期的な取組の推進。

将来的なアウトカム指標も取り入れた全体的な流れを示しています。

1-B ~ 5-B

B面は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の計画年度2期分の
中期的な取組の具体的推進。

実効性のある事業として進めるために、数値目標などを示しています。

第3章 施策の展開

- 1 医療について
- 2 介護について
- 3 介護予防について
- 4 住まいについて
- 5 生活支援について

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)	
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
(1) 医療・介護の連携強化	医療・介護連携推進事業による支援	国から、下記(ア)～(キ)の具体的取組の推進													
ア) 地域の医療・介護の資源の把握	■市内医療・介護資源のリスト化	各職能団体でリスト化・ホームページに更新			市で一元化・ホームページに更新(年に1回程度を予定)、リスト化の市民・医療介護関係者等への普及啓発、利用率向上を図る										堺市の医療・介護資源のリストを、多職種で共有し、活用できている。 市民のリストの活用が進み、在宅療養を安心して選択できる。
イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	■在宅医療・介護連携のための会議	堺市在宅医療・介護連携推進ワーキンググループ	地域包括ケアシステム、医療、介護、住まい暮らし専門家会議	堺市地域包括ケアシステム審議会の設置、開催		審議会での審議を通じて、本市の地域包括ケアシステムを構築及び深化・推進	国の動向を見ながら、本市の地域包括ケアシステムのあり方等検討し、PDCAサイクルを通して、進捗管理をしながら、構築及び深化・推進を図る							審議会の内容を、市民や関係団体会員まで広く共有でき、皆一体となって本市の地域包括ケアシステムを構築及び深化・推進に取り組んでいる。	
ウ) きれめのない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	■24時間訪問診療・訪問看護等の提供が可能な体制を確保				検証・多職種から意見聴取	関係機関、会議等からの情報収集	関係機関の実態の情報共有	在宅医療支援のあり方、方向性について協議、検討	2020年度末時点の進捗状況を加味し、以後の取組目標を決定する						全市的に、24時間在宅医療の提供が可能
	■緊急一時入院への協力体制の構築				検証・多職種から意見聴取	関係機関、会議等からの情報収集	関係機関の実態の情報共有	在宅医療支援のあり方、方向性について協議、検討	2020年度末時点の進捗状況を加味し、以後の取組目標を決定する						
	■大阪府医療計画等との連携	健康医療推進課等医療部局との連携強化し、在宅医療介護連携支援事業を進める													
エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	■連絡票(医介連携の多職種連携マニュアルに記載)の利用啓発	医療・介護連携に関する実態調査	連絡票一部改訂	利用啓発		連絡票利用率の把握、連絡票改訂	連絡票の利用率の把握、利用促進、国や他市のICTに関する動向の研究							連携票やICT等などのツールによる医療・介護関係者の情報共有が十分できている。	
オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	■在宅医療・介護連携相談窓口(堺地域医療連携支援センター)の設置・運営	1か所設置			相談体制の充実と情報の集積、在宅歯科ケアステーションや地域医療連携室をはじめ、関係機関とのネットワーク化									堺地域医療連携支援センターが医療介護連携の中心となっている。	
カ) 医療・介護関係者の研修	■堺市医師会主導「いいともネット」にて開催	ケアマネジャー病院実習、病棟看護師向け研修の実施			検証しながら、医療と介護の連携強化に向けて、より効果的に研修を実施									各区で年間数回実施(顔の見える関係づくり)、多職種が在宅医療・介護の知識を十分持ち、活用できている。	
	■在宅医療と介護の連携強化への取組	いいともネット、C.C.コネットや、多職種協働による会議等の開催			顔の見える関係づくりの推進										内容や方法を検証しながら、より効果的に会議や交流会等を実施
	C.C.コネットで連携ツール(連絡票)一部改訂検討	いいともネットで連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討	連携ツール(連絡票)改訂検討					
キ) 地域住民への普及啓発	■市民向け講演会の実施	市全体で年1回	2区で実施	2区で実施	複数区で実施	研修回数等を検証しながら、より効果的に講演会等を実施									多くの高齢者が、住み慣れた地域で安心して人生の最期を迎えたいと願う。 本人、家族、地域住民が在宅医療について理解をしている。
	■在宅医療・介護リーフレット	在宅医療・介護普及リーフレット作成	普及活動継続			リーフレット内容の見直し、普及活動継続							高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発		
	■在宅生活に対する意識啓発(在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等)	ACP(人生会議)の普及啓発			最期をどう迎えるか、市民や医療介護関係者に考えてもらえるよう普及啓発の推進		国の動向を見ながら、その時に合った在宅生活の意識啓発を図る							市民が正しいACPを学び、その人の希望する最期を迎えることができる。	
	■健康サポート薬局による相談・情報発信	健康相談・情報発信の実施													

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)	
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症初期集中支援チームの充実	1か所新規設置		周知活動、認知症支援の向上	2か所目新規設置				新規対応件数100件					適切な医療・サービス等を受けられていない認知症の方に対して、適切な支援に結びつけられて、安心して在宅療養ができている。 認知症疾患医療センターが、本市の認知症医療体制の中心的拠点となっている。 早期診断・早期対応のための体制が整備され、容態の変化に応じて医療・介護関係者等が有機的に連携し、適時・適切にきれめなく支援が提供されている。 かかりつけ医の認知症対応力が十分であり、認知症サポート医は、かかりつけ医の相談役を十分担っている。 認知症対応力が十分備わった歯科医師、薬剤師、病院が増える。 認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で手引きが共有され、サービスがきれめなく提供される。	
	普及リーフレットの作成							周知活動、認知症支援の向上							
	■認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化 認知症疾患医療センターの運営	公募					公募			公募					
	2か所(指定期間2014～2016年度)			2か所(指定期間2017～2020年度)			2か所(指定期間2021～2023年度)		2か所(指定期間2024～2026年度)						
	■認知症対応力向上研修	地域での連携のあり方を検討しながら、研修等を通じて関係機関に普及啓発を行い、連携を強化													
	認知症サポート医養成研修	36人	46人	51人	58人	62人	65人	継続							
	かかりつけ医認知症対応力向上研修	21人	57人	27人	30人	研修の内容を検証し、より効果的な研修を実施			内容を検証して拡充						
	歯科医師認知症対応力向上研修		新規、19人	57人	71人	85人	100人	研修の拡充、認知症を正しく理解した医療関係者の増加							
	薬剤師認知症対応力向上研修		新規、25人	44人	71人	98人	125人	研修の拡充、認知症を正しく理解した医療関係者の増加							
	医療従事者認知症対応力向上研修	120人	137人	152人	184人	216人	250人	研修の拡充、認知症を正しく理解した医療関係者の増加							
	看護師従事者認知症対応力向上研修		35人	61人	92人	123人	155人	研修の拡充、認知症を正しく理解した医療関係者の増加							
	■認知症支援者の連携強化	認知症施策運営会議		継続実施、年4回開催		会議の内容等を検証し、充実した会議を継続して実施			会議を通じて、早期診断、早期対応のための体制の構築及び強化						
	■「認知症支援のてびき」(堺市認知症ケアパス)の活用推進	手引きの作成	活用・普及					普及活動継続、適時リーフレット内容の見直しを行う			高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発				
■「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及		新規作成					多様な場で普及啓発の継続実施			高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発					
■「堺ぬくもりカフェ」(認知症カフェ)による普及啓発								周知活動、認知症支援の向上							

1.「医療について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

1-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(1) 医療・介護の連携強化 ア) 地域の医療・介護の資源の把握	医療・介護連携推進事業による支援 ■各団体による医療・介護のリスト・マップ化				一元化したリスト作成 (事前アンケート調査実施)	一元化したリストの普及啓発、 更新(年1回)、参加機関80%、 ホームページ活用者数の増加	一元化したリストの普及啓発、 更新(年1回)、参加機関80%、 ホームページ活用者数の増加
		マップの周知・啓発					
イ) 在宅医療・介護連携の課題の 抽出と対応策の検討	■在宅医療・介護連携のための会議	堺市在宅医療・介護連携推進 ワーキンググループ	地域包括ケアシステム、医療、介護、認知症、 高齢者の住まい暮らし専門家会議		堺市地域包括ケアシステム審議会の設置・開催		
					審議会で総合的な計画を策定	計画をもとに、PDCAサイクルを進行管理	
ウ) きれめのない在宅医療と 在宅介護の提供体制の構築推進	■24時間訪問診療・訪問看護等の提供が可能な 体制を確保 ■緊急一時入院への協力体制の構築 ■大阪府医療計画等との連携				検証(他市事例勉強)、多職種から意見聴取		
					検証(他市事例勉強)、多職種から意見聴取		
				医療協議会、歯科口腔保健計画懇談会等健康部の会議への出席			引き続き会議等への出席や情報共有等を通じて、 医療部局との連携を通じて、連携を推進
エ) 医療・介護関係者の情報共有の 支援	■連絡票(医介連携の多職種連携マニュアルに 記載)の利用啓発		実態調査により活用率の把握	利用促進、一部改訂	利用促進	利用促進、連絡票の改訂、 活用率の把握と向上	改訂により連絡票の 活用率向上
オ) 在宅医療・介護連携に関する 相談支援	■在宅医療・介護連携相談窓口の設置			1か所設置、運営	普及啓発、医師合同によるケアマネジャー向け事例検討会の開催	検証しながら、効果的に実施	
					相談体制の充実と情報の集積、関係機関とのネットワーク化	対応件数の増加、情報の蓄積	
カ) 医療・介護関係者の研修	■堺市医師会主導「いいともネット」にて開催	ケアマネジャー病院見学実習	20人	20人	20人	20人	開催内容や回数、対象者を 検討しながら実施
			病棟看護師介護事業者見学実習		15人	15人	
	■在宅医療と介護の連携強化への取組	相互交流を通じて、互いの役割の理解促進					
		医療・介護の多職種による在宅医療・介護の現状等について意見交換		基幹型を中心に自発的な各区の集まりができ、在宅医療・介護の資源把握や課題について検討し、地域での多職種連携強化を図る			
		相互交流を通じて、互いの役割の理解促進					
		いいともネット、C.C.コネットをはじめ、多職種協働の会議等の開催により、連携を推進				会議等により、本市の医療・介護連携が深まったと思う割合が増える。	
				C.C.コネットにて連絡票の一部改訂検証		いいともネットにて連絡票の改訂検証	
キ) 地域住民への普及啓発	■市民向け講演会等の実施	全市で年1回	2区で年1回ずつ	2区で年1回ずつ、全市で1回	2区で年1回ずつ、全市で1回	より身近な地域で 出前講座の実施	検討しながら出前講座を拡充
					条例を通じて、地域包括ケアシステムの認知度を上げる		
	■在宅医療・介護リーフレット ■在宅生活に対する意識啓発 (在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等) ■健康サポート薬局による相談・情報発信		在宅医療・介護普及 リーフレット作成	地域包括支援センター等や 研修で配布し、普及啓発	市のホームページで、リーフレット一元化 職能団体にホームページをリンク	効果的な配布方法を検討	より効果的にリーフレットを 配布、普及啓発
					ACPの普及啓発 (研修や講演会の開催等)	ACPの普及啓発の継続、ACPを知っている割合や ACPを行った人の増加	
				健康相談・情報発信の実施			

1.「医療について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

1-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症初期集中支援チームの充実	新規設置、対応件数 1件	新規対応件数 59件	新規対応件数 70件	2か所目新規設置、新規対応件数 計100件	新規対応件数 計100件	新規対応件数 計100件	
			周知活動、認知症支援の向上					
			事例検討会を通じた普及啓発や、リーフレットの配布によるチームの認知度を向上する					
					初期段階の人への対応件数の増加			
	■認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化		次年度に向けて選考				次年度に向けて選考	
		2か所（指定期間2014年～2016年度 3年）		2か所（指定期間2017年～2020年度 4年）				
	■認知症対応力向上研修		研修の周知により参加促進を図る		研修修了者の知識の普及と向上にむけた取組の推進			
					長期的支援に向けて、疾患医療センターとかかりつけ医間で情報共有を強化			
		認知症サポート医養成研修	修了者 36人	46人	51人	58人	62人	65人
		かかりつけ医認知症対応力向上研修	修了者 21人	57人	27人	新規受講者拡充、カリキュラムの検討により、より充実した研修を開催		
		歯科医師認知症対応力向上研修		新規 修了者 19人	延57人	延71人	延85人	延100人
		薬剤師認知症対応力向上研修		新規 修了者 25人	延44人	延71人	延98人	延125人
		病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修	修了者 延120人	延137人	延152人	延184人	延216人	延250人
		看護職員認知症対応力向上研修		修了者 35人	延61人	延92人	延123人	延155人
	■認知症支援者の連携強化					会議内容を充実させて、年3回開催 多職種で協議する場とする。	協議の場の継続	
		認知症施策運営会議	年4回開催	年4回開催	年4回開催	年4回開催		
	■「認知症支援のてびき」 （堺市認知症ケアパス）の活用推進	認知症支援のてびきの周知	本人・家族向け・支援者向け「認知症のてびき」の作成	てびきの周知活動（リーフレット、ケアマネジャー連絡会等）		てびきの周知活動（リーフレット、ケアマネジャー連絡会等）、支援者向け手引きを、教材として活用	周知活動拡充	
	■「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及		広報さかいへの折込等1回	健康タウンページ掲載1回	健康タウンページ掲載1回	認知症にやさしいまち堺月間に向けて、広報さかいやタウンページに掲載2回、堺市ホームページへの更新	検証しながら、より効果的な普及啓発を展開	
				後期高齢者101,000人に送付	後期高齢者108,000人に送付			
	■「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）による普及啓発		周知活動・認知症支援の向上					

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績	目標→	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)
		第6期		第7期		第8期		第9期								
		堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画								
(1) 介護保険制度の理念周知	■介護保険の理念周知に関する活動			ホームページ、パンフレット、区役所、地域包括支援センター等窓口を通じた周知活動、講演会や研修会での周知啓発												身近な所で介護予防に取組み、要介護状態になっても適切なサービス等を利用し、自分らしい自立した日常生活を送る。
(2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等	■介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）								出前講座の実施							介護サービス利用者の疑問や不満・不安などが解消され、安心してサービスを受けることができる。
	■事業所に関する情報提供（情報公表システム）								事業者情報の提供と、情報公表システムの周知							地域包括支援センターと地域の医療介護等関係者が、顔の見える関係となり、連携が円滑に進む。
	■在宅生活に対する意識啓発（介護施設や介護サービス等の説明や啓発）								関係機関と連携の上実施							
	■介護相談員派遣事業	140回派遣	84回派遣	138回派遣	139回派遣				引き続き派遣希望の募集と派遣の実施							
	(3) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の運営	■総合相談支援	拡充							居宅介護支援事業者との連携強化						
■権利擁護業務（虐待防止と適切な対処システムの構築）									連携強化・拡充							
■包括的・継続的ケアマネジメント支援									学習会、研修会、多職種連携事例検討会の開催を継続実施							
■介護予防ケアマネジメント		予防給付プラン作成	居宅介護支援事業者との連携強化						適切なケアプラン作成							
(4) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の機能強化		■地域包括システムを支える中核機関として機能を強化							機能強化方策の検討				段階的に機能強化			
(5) 地域ケア会議の推進	■高齢者支援ネットワーク会議(市・区)・高齢者関係者会議								個別・校区・圏域・区レベルの会議を継続実施、効果的な運用の検討							地域ケア会議で地域特性の共有や地域課題の検討を行い政策に反映する。
	■介護予防ケアマネジメント検討会議		モデル実施	54回	57回				自立支援型地域ケア会議として再編成、課題の抽出と地域型と連動した実施							
(6) 介護サービスの質の向上	■介護サービス事業者への指導・助言		サービスの質の向上に向けた取組						関係機関の連携を強化 会議、内容の充実				会議を通じて、困りごとのある高齢者の早期発見・早期対応のための体制の強化			サービス事業者への適切な指導及び情報提供を行うことにより、利用者が質の高いサービスの提供を受けることができる。
(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	■総合事業（サービス・事業対象者に関する周知） ■担い手登録型訪問サービス ■担い手登録型通所サービス ■短期集中通所サービス ■生活援助サービス従事者研修							新制度の実施	事業の啓発		地域包括支援センター、関係機関と連携した事業の周知			地域特性に応じた事業の見直し		制度や事業の周知により、自立支援を推進することができる。
(8) ケアマネジメントの質の向上	■居宅介護支援事業者研修の実施								ケアプラン作成に必要な知識・有用な情報を提供し、質の向上を図る							ケアマネジメントの質が向上し、サービスを必要の方に、過不足のない自立支援に資するサービスを提供できている。
	■介護予防ケアマネジメント検討会議		モデル実施						ケアマネジメントの質の向上と自立に向けた支援による円滑な総合事業の実施			国の動向を見ながら、高齢者のQOL向上のため、より効果的な事業を研究				
(9) 介護人材の確保・育成	■生活援助サービス従事者研修の開催								担い手登録型訪問サービス従事者の養成・支援							介護事業者が職場環境の改善に自律的に取り組み、採用→定着→育成→職場の活性化→採用→定着…の好循環を生み出し、魅力ある介護職場となる。
	■介護・福祉職向け研修の充実（さかい介護人材確保・育成支援事業）	介護事業者が自立的に職場環境の改善を行うための支援							現場で活用できる効果的な研修を開催				研修を受けた人材が他の介護職を牽引し、質の高い介護や職場改善に取り組む			
	■介護サービス事業者表彰制度（さかい介護人材確保・育成支援事業）					新規実施		介護業界の魅力発信と介護職の質の向上につなげる		国の動向を見ながら、本市の介護人材の実態を把握し、PDCAサイクルを通じて、魅力発信と質の向上につなげる						
	■介護サービス事業者の活動発表会と就職相談会の実施（さかい介護人材確保・育成支援事業）					新規実施			介護業界の魅力発信と介護人材の確保に向けた取組			活動発表会への参加価値を高める				
	■学校訪問や就職説明会による福祉・介護職の魅力の発信（さかい介護人材確保・育成支援事業）					新規実施			介護業界の魅力発信と介護人材の確保に向けた取組			社会情勢に応じた魅力発信と人材確保の研究				
	■認知症キッズ・サポーターの養成（福祉・介護の理解の推進）		小中高大学生が、正しく認知症や、福祉・介護について学ぶ							学校との連携強化						

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画						
(10) 介護保険施設の適正な整備	■入所希望者の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備							施設整備事業者の公募・選定。施設建設、運営開始						利用者ニーズに応じた適正な施設への入所が可能となる。
(11) 介護給付適正化事業の推進	■認定訪問調査の適正化 ■介護給付費通知の発送 ■医療情報との突合 ■縦覧点検 ■住宅改修の適正化 ■ケアプラン点検事業 ■福祉用具購入・貸与調査 ■給付実績の活用		介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進				介護サービス利用者に適切なサービスを提供できる環境である。	
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
			介護給付の適正化のさらなる推進			第4期給付適正化計画に基づき推進			給付適正化計画に基づき、さらなる推進					
(12) 費用負担への配慮	■費用負担軽減制度等の運用 ■紙おむつ給付事業							様々な媒体を活用した制度の周知						軽減制度が広く周知されており、適切に制度利用がされている。
									効果的な事業の実施方法の検討					
(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症対応力向上研修 認知症基礎研修 認知症実践者研修 認知症実践リーダー研修 認知症指導者養成研修 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症初期集中支援チームによる研修等		363人	562人	718人	864人	1,000人	内容を検討の上、より効果的な研修の実施、認知症を正しく理解した介護関係者の増加						容態の変化に応じて医療・介護関係者等が有機的に連携し、適時・適切にきれめなく支援が提供されている。 認知症支援に向け、医療、介護、福祉、地域などの関係機関が連携してネットワークを構築できている。 認知症の人やその家族へ相談支援が十分できている。 認知症サポーターが、地域や職場など様々な場面で活躍できている。 地域に認知症について正しく理解している市民が増え、認知症になっても地域で安心して暮らすことができる。
		1,207人	1,362人	1,497人	1,631人	1,765人	1,900人	内容を検討の上、より効果的な研修の実施、認知症を正しく理解した介護関係者の増加						
		252人	281人	311人	334人	357人	380人	内容を検討の上、より効果的な研修の実施、認知症を正しく理解した介護関係者の増加						
		15人	19人	22人	23人	26人	30人	検討の上、継続						
		12人	12人	14人	16人	18人	20人	指導者と連携して検討の上実施、認知症を正しく理解した介護関係者の増加						
								認知症初期集中支援チームと連携して、内容等検討の上、より効果的に実施						
	■認知症地域支援推進員の活動の充実 ■認知症サポーター・キャラバン・メイトの養成 認知症サポーター 認知症キャラバン・メイト							本人・家族支援、ネットワークづくりの継続実施 若年性認知症への支援						
		37,717人	47,002人	58,715人 (キッズ含む)	キッズサポーターを含めて拡充84,000人		国の動向を見て目標数を設定し、養成講座の対象者などを検証しながら拡充		養成数の拡充と、サポーターによる地域での見守りの拡充					
		571人	647人	760人	1,000人		国の動向を見て目標数を設定し、拡充		養成数の拡充と、キャラバン・メイトによる地域での見守りの拡充					
					サポーターフォローアップ講座、登録サポーターの活用、キャラバンメイトの養成拡充									
								さかいお節介士との連携						
	■認知症支援の地域活動（啓発、家族会支援等） ■「認知症支援のてびき」（堺市認知症ケアパス）の活用推進				地域包括支援センターや推進員を中心に、認知症の普及啓発、介護者支援やネットワーク会議による地域や支援者の関係づくり			検証しながら、地域の実情に合わせて、地域支援の拡充						
			てびきの作成					活用・普及、改訂検証						
	(14) 家族介護者等への支援の充実	■家族介護支援（レスパイト）事業		さかいお節介士の養成と活動支援		活動支援		認知症サポーターとの連携、地域での個別活動を通じて、介護家族の安心・安全を促進						
						事業の見直し、レスパイト事業の他市研究		レスパイト普及のためのより効果的な事業の展開		レスパイトの重要性を理解した市民による地域での見守り・支援の拡充				
■家族介護慰労金支給事業 ■ダブルケア相談窓口の充実								継続実施					徘徊に不安を抱える認知症の人が、さかい見守りメールに登録することで、安心して暮らせる。	
			新規事業					継続実施、普及活動						
■さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実		256人登録						事前登録者の増加に向けた啓発を地域包括支援センターと連携して進める						ぬくもりカフェにより、認知症の方や介護者にほっと安心できる居場所ができ、地域との交流を通じて、皆が互いを理解できている。
								協力機関の拡充、見守りネットワーク登録機関との連携						
■認知症家族会への支援 ■「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）の充実								関係機関と連携した情報交換や研修会の開催						
		17か所	33か所	36か所		45か所		随時拡充、認知症サポーターのボランティア活動拡充						
(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	■在宅生活を支える介護サービスの整備 ■見守りネットワーク事業の推進				看護小規模多機能型居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時訪問型訪問介護看護の整備									
			新規事業				継続実施、普及活動、さかい見守りメール登録機関との連携							

2. 「介護について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

2-8

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(1) 介護保険制度の理念周知	■介護保険の理念周知に関する活動			理念周知を行う 介護事業所の割合	100%	100%	100%	
(2) 介護保険制度に関する啓発、 相談、苦情対応等	■介護保険制度に関する広報活動 (介護保険出前講座の実施等) ■事業所に関する情報提供（情報公表システム）	出前講座等参加	276人	381人	延305人	延500人	延600人	
					府より移行			
	■在宅生活に対する意識啓発 (介護施設や介護サービス等の説明や啓発)	地域包括支援アセンターでの 介護サービスに関する相談件数 38,533件	45,280件	53,995件	55,000件	55,000件	55,000件	
			地域包括支援センターの周知・普及リーフレット			意識啓発の継続		
	■介護相談員派遣事業	派遣回数	140回	84回	138回	139回	継続実施	
(3) 地域包括支援センター（高齢者 総合相談窓口）の運営	■総合相談支援 高齢者総合相談	高齢者総合相談 103,693件	高齢者総合相談 115,350件	高齢者総合相談 131,447件	地域包括支援センター・基幹型包括支援センター、行政の関係課と連携し、 多様な課題に対する支援体制の強化を図る			
					圏域の見直しを検討し、支援が必要な高齢者を早期発見・早期支援できるよう 地域団体等とのネットワークの充実を進め、支援を実施			
	■権利擁護業務 (虐待防止と適切な対処システムの構築)	関係機関へ研修・啓発、 市民向けのパネル展	関係機関との連携を強化して拡充		地域包括支援センター・基幹型包括支援センター、行政の関係課と連携し、 多様な課題に対する支援体制の強化を図る			
		ケアマネジャー連絡会、 学習会・研修会・相談会、 多職種連携事例検討会の開催	ケアマネジャーへの支援強化		各区のケアマネジャー連絡会等を通じて、制度に関する知識の普及・啓発を進める			
	■介護予防ケアマネジメント 予防給付プラン作成（包括プラン新規・継続） 予防給付プラン作成（委託プラン新規・継続）	予防給付プラン作成 (包括／委託プラン新規／継続)	居宅介護支援事業者 との連携強化	自立支援に向けて、居宅介護 支援事業所との連携強化継続	自立支援に向けて、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等が連携し、支援を推進する			
(4) 地域包括支援センター（高齢者 総合相談窓口）の機能強化	■地域包括システムを支える中核機関として 機能を強化					機能強化方策の検討	段階的に機能強化	
(5) 地域ケア会議の推進	■自立支援型地域ケア会議 「介護予防ケアマネジメント検討会議」 ■地域課題解決型地域ケア会議(市、区、圏域、校区)	高齢者支援ネットワーク区会議 各区1回、全市1回、個別の ネットワーク会議 2,965件	地域ケア会議として、 継続実施	54回 ネットワーク会議テーマ 「高齢者の見守り」	69回 ネットワーク会議テーマ 「高齢者虐待防止」	ケアマネジャー・地域包括支援センター向け研修会の実施で効果的な運用をはかる ネットワーク会議テーマ 「徘徊SOS」	地域ケア会議マニュアルの改定	
(6) 介護サービスの質の向上	■介護サービス事業者への 指導・助言 居宅サービス等事業者 地域密着型サービス事業者 介護老人福祉施設・介護老人保健施設	160回	150回	133回	161回	サービスの質の向上に向けた取組		
		20回	24回	57回	40回			
		31回	30回	31回	23回			
(7) 介護予防・日常生活支援 総合事業の充実	■総合事業(サービス・事業対象者に関する周知) ■担い手登録型訪問サービス ■担い手登録型通所サービス ■短期集中通所サービス ■生活援助サービス従事者研修				ケアマネジャー・サービス事業所の説明会の実施 ・パネル展示実施 リーフレット作成、配布 ・シンポジウム等の開催による啓発			
(8) ケアマネジメントの質の向上	■居宅介護支援事業者研修の実施 ■介護予防ケアマネジメント検討会議		249事業所	266事業所	235事業所	350事業所	400事業所	
			高齢者の生活の質の向上、ケアマネジメントの質の向上をめざして多職種協働で推進する					
			事例検討会のモデル実施	参加機関と連携し、円滑に実施	検討会議の状況や地域課題を把握	地域包括支援センターや助言者の質の向上		
						サービス事業所の評価訪問、指導助言 ケアマネジャー連絡会等での説明と利用の促進 利用の進捗状況の把握		

2.「介護について」に係る今後の取組（～2020年度）

2-B

←実績|目標→

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(9) 介護人材の確保・育成	■生活援助サービス従事者研修の開催	研修修了者	366人	414人	465人	500人	530人
	■介護・福祉職向け研修の充実 （さかい介護人材確保・育成支援事業）	研修、ワークショップ、事例共有会等への参加者数 106人	・職場環境の自己点検と改善事例の創出支援、発信 ・ターゲット層を絞った研修の実施	・職場環境の自己点検と改善事例の創出支援、発信 ・ターゲット層を絞った研修の実施 参加者60人	見直し、より効果的な事業実施、ネットワークの構築		
	■介護サービス事業者表彰制度 （さかい介護人材確保・育成支援事業）		新規事業、介護発表会	制度の構築と実施			
	■介護サービス事業者の活動発表会と就職相談会の実施（さかい介護人材確保・育成支援事業）	参加 227人 発表 24演題 学生の参加 29人		参加 350人 学生の参加 35人	参加 400人 学生の参加 40人		
	■学校訪問や就職説明会による福祉・介護職の魅力の発信（さかい介護人材確保・育成支援事業）	新規、訪問した学校 10校		訪問した学校 20校	「福祉・介護のお仕事」に関する授業や就職説明会を実施、介護職の魅力発信を推進		
	■認知症キッズ・サポーターの養成 （福祉・介護の理解の推進）	実施 40校		実施 49校	実施 55校	実施 61校	小中大学校に、キッズサポーター養成講座を開催し、福祉・介護についての理解を推進
	(10) 介護保険施設の適正な整備	■入所希望者の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院	整備事業者の公募・選定 介護老人福祉施設（広域 1施設） 介護老人保健施設 1施設	選定事業者による施設建設		整備事業者の公募・選定 介護老人福祉施設 広域型152人分（計画値） 介護老人保健施設 増床10人分（計画値） 選定事業者による施設建設	
新たな整備計画の策定				新たな整備計画の策定			
(11) 介護給付適正化事業の推進			■認定訪問調査の適正化	調査員研修11回、 委託調査の点検1,916件	調査員研修9回、 委託調査の点検1,903件	調査員研修11回、 委託調査の点検2,068件	調査員研修11回、 委託調査の点検1,862件
	■介護給付費通知の発送	延155,364人	延162,407人	延129,960人	延134,574人	発送人数の割合を100%とし、より効果的な取組みとする。	
	■医療情報との突合	過誤申立 0件	過誤申立 214件	過誤申立 186件	集計中	突合実施割合を100%とし、適正化の継続実施を行う。	
	■縦覧点検	過誤申立 501件	過誤申立 527件	過誤申立 395件	集計中		
	■住宅改修の適正化	調査員派遣依頼 342件 指導 11件	調査員派遣依頼 356件 指導 7件	調査員派遣依頼 344件 指導 10件	調査員派遣依頼 371件 指導 5件	調査員派遣依頼 384件	調査員派遣依頼 384件
	■ケアプラン点検事業	71事業所	68事業所	145事業所	118事業所	100事業所	100事業所
	■福祉用具購入・貸与調査	過誤申立 0件	過誤申立 0件	過誤申立 100件	過誤申立 26件	介護給付の適正化の継続実施を行う	
	■給付実績の活用	過誤申立 995件	過誤申立 1,516件	過誤申立 345件	過誤申立 627件	過誤申立 1,650件	過誤申立 1,700件
	(12) 費用負担への配慮	■費用負担軽減制度等の運用					介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、広報さかいなどを活用した制度の周知、継続実施
介護保険料の減免猶予制度		減免 1,347件	減免 1,301件	減免 1,303件	減免 1,437件		
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置		証発行 0件	証発行 0件	証発行 0件	証発行 0件		
災害等による利用者負担額の軽減減免制度		証発行 0件	証発行 0件	証発行 0件	証発行 4件		
社会福祉法人利用者負担額軽減制度		証発行 110件	証発行 130件	証発行 151件	証発行 179件		
高額介護（予防）サービス費（受領委任払制度を含む。）		支給 150,328件	支給 144,381件	支給 144,874件	支給 154,945件		
特定入所者介護サービス（特例減額措置含む。）		支給 88,722件	支給 94,237件	支給 94,947件	支給 94,924件		
高額医療合算介護（予防）サービス費		支給 6,526件	支給 6,214件	支給 7,064件	支給 6,847件		
■紙おむつ給付事業		支給 27,505件	支給 29,147件	支給 30,644件	継続実施	国の動向を見ながら検討	

2. 「介護について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

2-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症対応力向上研修 認知症介護基礎研修 認知症介護実践者研修(実践者研修) 認知症介護実践者研修(実践リーダー研修) 認知症介護指導者養成研修 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症初期集中支援チームによる研修等 ■認知症地域支援推進員の活動の充実 ■認知症サポーター・キャラバン・メイトの養成 ステップアップ講座の開催 認知症サポーター(キッズ含む) 認知症キャラバン・メイト ■認知症支援の地域活動(啓発、家族会支援等)	研修の周知と認知症の理解の促進			地域包括ケアシステムに関する知識の普及啓発		
			修了者 363人	修了者 562人	修了者 708人	修了者 854人	修了者 1,000人
		修了者 1,207人	修了者 1,362人	修了者 1,497人	修了者 1,631人	修了者 1,765人	修了者 1,900人
		修了者 252人	修了者 281人	修了者 311人	修了者 334人	修了者 357人	修了者 380人
		修了者 15人	修了者 19人	修了者 22人	修了者 23人	修了者 26人	修了者 30人
		修了者 12人	修了者 12人	修了者 14人	修了者 16人	修了者 18人	修了者 20人
		地域包括支援センター向け参加者 38人	地域包括支援センター向け参加者 139人	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所ケアマネジャー向け参加者 126人	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所ケアマネジャー向け参加者 82人	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所ケアマネジャー向け参加者 90人	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所ケアマネジャー向け参加者 100人
		2名配置			各区に1名配置		各区に1名配置
		本人・家族支援、ネットワークづくりの継続実施			若年性認知症ミーティングの開催		
		若年性認知症への支援					
			フォローアップ講座やボランティアの案内	サポーターの養成・登録の拡充、登録サポーターの活用		基幹型包括支援センターや推進員と連携して、登録サポーターの活動を充実・拡充させる	
						さかいお節介士との連携	
			認知症サポーター(キッズ含む)	37,717人	47,002人	58,715人	67,000人
	認知症キャラバン・メイト	571人	647人	760人	拡充 840人	920人	1,000人
	■認知症支援の地域活動(啓発、家族会支援等)	地域活動の回数(啓発、家族支援等)	389回	404回	418回	432回	446回
(14) 家族介護者等への支援の充実	■家族介護支援(レスパイト)事業 レスパイトの重要性・必要性の普及啓発 ■家族介護慰労金支給事業 ■ダブルケア相談窓口の充実 ■さかい見守りメール(堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業)の充実 ■認知症家族会への支援 ■「堺ぬくもりカフェ」(認知症カフェ)の充実	レスパイトの重要性について、さらなる普及啓発、活動支援の強化					
					さかいお節介士のあり方の検討、検証		
					区と連携し普及啓発に努める		
		支給件数 3件	支給件数 4件	支給件数 5件	支給件数 3件	継続実施 申請者宅を訪問し、介護状況の確認、必要な情報提供、制度への理解を促進する。	
			新規事業	212件	相談窓口の啓発	研修会の開催等による事業等の推進	
		事前登録者数 266人 配信の見直し・簡素化検証	事前登録者数 360人	事前登録者数 580人	事前登録者のさらなる増加		
		府警と地域包括支援センターとの連携強化					
		家族会支援 70回 個別支援 16,607回	家族会支援 71回 個別支援 17,723回	家族会支援 75回 個別支援 22,246回	家族会支援 78回 個々の状況に合わせた個別支援の充実	家族会支援 80回 個々の状況に合わせた個別支援の充実	家族会支援 82回 個々の状況に合わせた個別支援の充実
		17か所	33か所	36か所	39か所	42か所	45か所
		カフェ見学を通じたさかいお節介士との連携					
		(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	■在宅生活を支える介護サービスの整備 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 ■見守りネットワーク事業の推進	3か所	3か所	3か所	各区1か所
3か所	5か所			5か所	各区1か所		
17か所	18か所			20か所	各日常生活圏域1か所		
	新規事業			2,115件	市、区と連携し事業を推進		



施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画						
(1) 介護予防の推進と普及啓発	■げんきあっぷ（ロコモ予防）教室の開催							継続						各関係機関との連携で介護予防事業の充実をはかり、高齢者が身近なところで介護予防に取り組むことができる。 会議で検討した個別案件から地域課題が明らかになり、効果的なケアマネジメントの検討・展開に向けた取組が進む。
	ロコモコーディネーターの資格取得研修会への職員参加		1人	2人	4人				継続					
	■口腔機能の向上をめざす講座の開催							継続						
	■低栄養予防の取組							継続						
	■ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室		普及推進・拡充、セルフマネジメントの推進				地域で仲間と集まり活動をする脳トレOB会の増加							
	■介護予防手帳の配布（セルフマネジメントの推進）				手帳の普及推進、生活習慣を改善するきっかけづくり						高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発			
	■地域介護予防活動支援事業 介護予防健康教育開催数		1,510回	1,753回	1,900回	2,000回	2,100回							
■フレイル状態に移行しないための啓発事業							普及啓発			高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発				
(2) 介護予防ケアマネジメントの推進	■自立支援型地域ケア会議 「介護予防ケアマネジメント検討会議」		6回、21件 モデル実施	54回、230件	69回、233件			ケアマネジメントの質の向上と自立に向けた支援による円滑な総合事業の実施						
(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進	■地域リハビリテーション活動支援事業	継続						総合事業の実施により拡充						
	リハビリ専門職派遣			80人	96人	100人	120人		医療と介護の連携強化を含めて取組の推進					
	リハビリ研修開催				年2回	年2回	年2回		多職種向け研修の開催の継続実施					
(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	■地域における多様なサービス制度の構築							総合事業の開始、多様なサービスの普及啓発、整備						
(5) 地域の通いの場の創出	■日常生活圏域コーディネーターの圏域配置	第1層(1名)配置	継続						継続					圏域ごとに協議体を設置し、総合事業における生活支援サービスの充実を図り、高齢者の介護予防・健康増進・社会参加が進んでいる。
				第2層モデル配置	継続・検証			検証結果をもとに配置						
(6) 認知症予防の推進	■堺コッカラ体操、ひらめき脳トレプラス等の普及促進							普及推進・拡充			高齢者の生活スタイルに合致した媒体による啓発			運動不足の改善、社会参加や仲間づくりによる社会的孤立の解消や役割の保持により認知症になるのを遅らせたり、進行をゆるやかにする。 高齢者の認知症の進行を最小限に防ぐ。
	■ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室							継続						
	■堺コッカラ体操リーダーの育成							リーダー同志や、リーダーと高齢者支援機関との連携強化						
(7) 生涯にわたるこころと体の健康づくり	■専門職（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施							健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談の実施						
	■啓発活動やイベントの実施							健康的な生活習慣確立に向けた啓発や情報発信の実施						
(8) 健康を支える地域社会づくり	■健康づくり自主活動グループの育成と活動支援							自主活動グループ等を継続するための支援						
	■食生活改善推進員の育成と活動支援							グループへの参加促進及び活動を継続するための支援						
	■歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援							自主活動グループ等を継続するための支援						
	■在宅保健専門職（栄養士・歯科衛生士）の育成と活動支援							グループへの参加促進及び活動を継続するための支援						

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績	目標→	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)	
		第6期			第7期			第8期			第9期						
		堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画						
(9) 生活習慣病などの疾病予防	■生活習慣病予防のための健康相談の実施 ・血圧や体重測定、健康管理に関する相談 ・がん検診や特定健康診査、他の検診を紹介、勧奨 ■生活習慣病予防のための健康教育の実施 ・栄養・食生活、身体活動・運動等をテーマとした講演 ・がん検診や特定健康診査、他の検診を紹介、勧奨 ■生活習慣病予防を目的とした啓発活動 ・イベントなどの場を活用した各種健(検)診の周知・啓発 ・健康づくり活動に関する周知・啓発 ■がん検診や特定健康診査等各種健(検)診の実施 ■たばこに関する健康教育	継続支援	健康づくりへの参加促進							計画策定に伴う見直し				計画策定に伴う見直し		市民一人ひとりが自身の健康の保持増進に努め、仮に健康状態が変化しても、互いに支えあうことにより安心して暮らしていける地域となっている。	
		継続支援	健康づくりへの参加促進							計画策定に伴う見直し				計画策定に伴う見直し			
		継続支援	健康づくりへの参加促進							計画策定に伴う見直し				計画策定に伴う見直し			
										継続実施							
										正しい知識の普及、禁煙勧奨等の取組の推進							
(10) 高齢期特有の健康課題への対策	■骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨															骨粗しょう症について、高齢者の知識の普及と予防の取組が進んでいる。	
(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト(R1・新規)	■介護予防に資する新たな通いの場での交流や活動支援								事業参加者4,000人 第三者評価機関による検証							民間の力を活用した活動の推進	市民一人ひとりが継続した介護予防に自ら取り組み、元気に心豊かに、住み慣れた地域で暮らし続けることができる。

3.「介護予防について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

3-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(1) 介護予防の推進と普及啓発	■げんきあっぷ（ロコモ予防）教室の開催 ■口腔機能の向上をめざす講座の開催 口腔機能向上の普及啓発 各区保健センターや地域老人会等で健康教育を実施 ■低栄養予防の取組 低栄養予防出前啓発事業・ 栄養改善ボランティア活動支援 出前講座 ボランティア ■ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室 ■介護予防手帳の配布（セルフマネジメントの推進） ■地域介護予防活動支援事業 介護予防健康教育 地域活動グループへの講師派遣 ■フレイル状態に移行しないための啓発事業				継続的な後方支援		
		558回、参加延14,925人	000回、参加延00,000人	743回、参加延12,594人	新規参加者の推進		
		ロコモコーディネーターの 資格所得研修会への職員参加	1名	2名	各区ロコモコーディネーターの育成 継続、ロコモ予防の啓発		
		69回	64回	113回	90回 1,901人	多職種と連携した活動の促進	
		87回、参加1,924人	86回、参加2,039人	90回、参加1,972人	98回、参加1,881人	継続（レシピ等による情報提供、食を楽しめるような働きかけ）	
		4グループ	4グループ	2グループ	3グループ		
					継続的な後方支援		
		216回、参加3,987人	220回、参加3,770人	212回、参加3,950人	203回、参加3,228人	地域での実施の推進	
		600冊	700冊	700冊	1,000冊	1,000冊	1,000冊
					手帳の活用により、生活改善を行う高齢者の増加		
		1,510回	1,530回	1,753回	1,900回	2,000回	2,100回
		90グループ	90グループ	100グループ	保健センターと連携し効果的に地域活動グループへの講師派遣		
					運動・口腔ケア等の啓発物の送付	継続	
(2) 介護予防ケアマネジメントの推進	■自立支援型地域ケア会議 「介護予防ケアマネジメント検討会議」		6回、21件	54回、230件	72回、288件	区での開催の定着、ケアマネジメントの質の向上で自立支援の推進	
(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進	■地域リハビリテーション活動支援事業 専門職や介護向け研修 リハビリ専門職派遣 リハビリ研修開催				ネットワークを活用した多職種が参加できる研修会の実施		
		34人	24人	80人	96人	100人	120人
		年2回、140人	年2回、140人	年2回、140人	年2回、140人	年2回、140人	年2回、140人
					リハビリ職能と協働した活動を展開		
(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	■地域における多様なサービスの構築 多様なサービスの普及・啓発、整備		訪問型サービス、通所型サービス、短期集中型サービスの利用者		総合事業の実施・ケアマネジャー等への事業の啓発と利用の推進		
					検証結果をもとに配置		
					合計70人	合計100人	合計130人
(5) 地域の通いの場の創出	■日常生活圏域コーディネーターの圏域配置	第1層（1名）配置	第2層コーディネーター業務の モデル実施		関係機関と連携した、通いの場の創出		
				第2層コーディネーター業務の モデル配置	継続・検証	検証結果をもとに配置	

3.「介護予防について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

3-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(6) 認知症予防の推進	■堺コッカラ体操、ひらめき脳トレプラス等の普及促進	リーダー育成 23人	地域で普及啓発活動継続				
		普及イベント参加 327人					
		講座の開催	継続実施				
	■ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室	継続的な後方支援					
		216回開催	220回開催	212回開催	203回開催	継続	
	■堺コッカラ体操リーダーの育成	40人	66人	93人	120人	150人	180人
(7) 生涯にわたるところと体の健康づくり	■専門職（医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施	216回、参加3,987人	65歳以上対象の健康教育の受講者 8,939人	65歳以上対象の健康教育の受講者 16,890人	65歳以上対象の健康教育の受講者 17,432人	65歳以上対象の健康教育の継続実施	65歳以上対象の健康教育の継続実施
	■啓発活動やイベントの実施 啓発活動	28回	23回	24回	28回	継続実施	継続実施
(8) 健康を支える地域社会づくり	■健康づくり自主活動グループの育成と活動支援	自主活動103グループ、登録参加3,220人	自主活動104グループ、登録参加3,230人	自主活動250グループ、登録参加6,048人	自主活動274グループ、登録参加6,558人	既存グループに対する継続支援	
						活動グループや登録者の増加推進	
						地域との協働による市民の健康意識向上への取組	
	■食生活改善推進員の育成と活動支援 食生活改善推進員	425人	380人	364人	349人	各区において「健康づくり教室」を実施、会員数の維持・増加促進	
		「健康づくり教室」を実施、研修会の開催、情報提供					
	■歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援	自主活動7グループ（各区）	会員数143人 定例会105回 延1,265人 養成講座22回 養成210人	会員数143人 定例会101回 延1,299人 養成講座22回 養成169人	会員数139人 定例会91回 延1,064人 養成講座21回 養成234人	会員数促進活動、交流、ボランティア活動見学等支援	
		定例会議、学習会、交流会					
	■在宅保健専門職（栄養士・歯科衛生士）の育成と活動支援 在宅保健専門職	学習会、交流会				学習会、交流会を実施、会員数の維持、増加促進	
		35人	36人	34人	39人		
	(9) 生活習慣病などの疾病予防	■生活習慣病予防のための健康相談の実施 ・血圧や体重測定、健康管理に関する相談 ・がん検診や特定健康診査、他の検診を紹介、勧奨	8,477人	7,419人	8,089人	9,182人	継続実施
						健康づくりへの参加促進	
■生活習慣病予防のための健康教育の実施 ・栄養・食生活、身体活動・運動等をテーマとした講演 ・がん検診や特定健康診査、他の検診を紹介、勧奨		509回	440回	835回	828回	継続実施 健康教育の充実・強化	
						健康づくりへの参加促進	
■生活習慣病予防を目的とした啓発活動 ・イベントなどの場を活用した各種健(検)診の周知・啓発 ・健康づくり活動に関する周知・啓発		376回	380回	391回	388回	継続実施	
						健康づくりへの参加促進	
■がん検診や特定健康診査等各種健(検)診の実施		各種健(検)診の実施				継続実施	
■たばこに関する健康教育 たばこに関する健康教育の受講者		596人	787人	796人	559人	継続実施	継続実施
(10) 高齢期特有の健康課題への対策	■骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨 骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者	1,034人	867人	818人	900人	継続実施	継続実施
(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト（R1・新規）	■介護予防に資する新たな通いの場での交流や活動支援 ■第三者評価機関による検証				事業者公募	参加者2,000人	参加者4,000人
					ベースライン調査	中間評価	最終評価

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	■高齢者住宅改修費助成事業							継続						広く周知され、必要な方がサービスを円滑に利用できている。 住宅火災の減少及び高齢者等の住宅火災による死傷者が減少。 高齢者が住まいを自由に選択できる。高齢者が希望する住まいで、安心して暮らすことができる。高齢者の住まいと暮らしの質が十分確保されている。
	■住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）							継続						
	■緊急通報システムの周知・拡充							継続						
	■高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施							住宅防火対策の推進						
	■高齢者向け住宅の情報提供、相談支援							医療・介護等サービスを自由に選択できる環境の構築						
	■サービス付き高齢者向け住宅等への立入検査の実施							サービスの質の向上に向け不適合物件に対する指導強化						
	■高齢者の住まい暮らしに関する支援の推進	住まい探し相談会の開催		年2回の開催	継続実施					支援の場の継続				
			住宅部局と福祉部局の連携開始											
	■セーフティネット住宅の登録促進、情報提供							セーフティネット住宅の登録促進、情報提供						
	■ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進	建替戸数298戸		建替戸数211戸				ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅に普及、バリアフリー化の推進						
■シルバーハウジングへの生活援助員の派遣							派遣戸数71戸							
(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり	■福祉のまちづくり環境整備の指導				継続					制度変更による影響を見ながら検討				誰もが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくりをめざす。 高齢者等の移動の負担軽減をめざす。 高齢者・障害者など、誰もが移動しやすく、安全・快適な歩行空間が整備されている。 市営住宅等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインにより高齢者等が安心して生活できる。
	■公共交通機関のバリアフリー化の促進 ノンステップバス導入補助台数	7両	0両	2両	0両			事業者に対するバリアフリー化の働きかけ、市による補助						
	■道路のバリアフリー化の促進							だれもが移動しやすく安全・快適な歩行空間の整備を促進						
	■おでかけ応援制度							継続						
	■堺市乗合タクシー							予約型乗合タクシーの運行						
	■さかい高齢者運転免許自主返納サポート事業							新規事業、タクシー利用券進呈による免許自主返納の促進						
	■高齢者への交通安全教室の開催							出前講座等を活用した交通安全教室の実施						
(3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保	■入所希望者の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備（再掲）							施設整備事業者の公募・選定。施設建設、運営開始						利用者ニーズに応じた適正な施設への入所が可能となる。
	■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）など居住系サービスの計画整備							施設整備事業者の公募・選定。施設建設、運営開始						

4.「住まいについて」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

4-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(1) 高齢者が安心して暮らせる 住まいの確保	■高齢者住宅改修費助成事業	助成 106件	助成 74件	助成 81件	国の制度変更を見ながら検討		
	■住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）	支給 246件	支給 225件	支給 245件	支給 179件	継続	制度の周知の継続
	■緊急通報システムの周知・拡充	設置 5,277台	設置 5,215台	設置 5,237台	利用しやすいシステムの構築		
	■高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施	訪問世帯 16,301世帯	訪問世帯 16,991世帯	訪問世帯 18,594世帯	訪問予定世帯 19,594世帯	継続 （訪問世帯数が毎年約1,000件増加、 訪問サイクル等の見直しを検討）	
		住宅防火チェック及び 防火啓発用リーフレットを配布	住宅防火チェック及び 防火啓発用リーフレットを配布	住宅防火チェック及び 防火啓発用リーフレットを配布	住宅防火チェック及び 防火啓発用リーフレットを配布		
	■高齢者向け住宅の情報提供、相談支援 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅等	市のホームページや窓口等を 通じて提供	継続				
	■サービス付き高齢者向け住宅等への 立入検査の実施	サービス付き高齢者向け住宅 11件	有料老人ホーム 32件 サービス付き高齢者向け住宅 4件	有料老人ホーム 11件 サービス付き高齢者向け住宅 27件	サービス付き高齢者向け住宅 16件	不適合物件に対する是正指導の強化、医療・介護等サービスを 自由に選択できる環境の構築、立入検査の実施	
	■高齢者の住まい暮らしに関する支援の推進 住まい探し相談会（民間賃貸住宅）	住まい探し相談会の開催 年1回	住宅部局と福祉部局の連携 相談会 年1回開催	住まい探し相談会の開催 年2回	住まい探し相談会の開催 年1回	支援の場継続	
	■セーフティネット住宅の登録促進、情報提供			賃貸住宅オーナー等に対してセーフティネット住宅への登録促進、登録情報をホームページや窓口等を通じて提供			
	■ユニバーサルデザインを取り入れた 公共住宅の普及促進	市営住宅建替戸数（竣工） 298戸	市営住宅建替戸数（竣工） 211戸				ユニバーサルデザインを 取り入れた公共住宅の普及、 バリアフリー化の推進
■シルバーハウジングへの生活援助員の派遣		派遣戸数 71戸					
(2) 高齢者が暮らしやすい 生活環境づくり	■福祉のまちづくり環境整備の指導	民間建築物に係る整備協議 99件				継続	
	■公共交通機関のバリアフリー化の促進 ノンステップバス導入補助台数	7両	0両	2両	0両	事業者に対するバリアフリー化の働きかけ、市による補助	
	■道路のバリアフリー化の促進	進捗率 92.7%（19駅16地区）				他事業との連携による事業の推進	継続
	■おでかけ応援制度	利用対象日を「全ての曜日 （阪堺電車は1／1～3を除く。 年間利用可能日数は240日。）」 に拡充、ICカードへ移行	阪堺電車でも年始1／1～3を 利用対象日に拡充	おでかけ応援カードの発行に ついて、市外からの転入者の 申請書兼納付書を、転入手続 き日の翌日から発行可能に	利用可能日数の上限を撤廃	継続 制度の周知の継続／利用状況の把握	
	■堺市乗合タクシー		年間利用者 16,201人	年間利用者 19,424人	年間利用者 23,647人	事業の継続	
	■さかい高齢者運転免許自主返納サポート事業			新規、タクシー利用券進呈者 1,560人	タクシー利用券進呈者 1,667人	効果検証を踏まえ、事業の実施	
	■高齢者への交通安全教室の開催	出前講座等を活用した交通安全教室の実施					
	(3) 高齢者の状態に応じた適切な 住まいの確保	■入所希望者の状況等を踏まえた介護保険施設の 計画整備（再掲） 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院	整備事業者の公募・選定 介護老人福祉施設 （広域 1施設） 介護老人保健施設 1施設	選定事業者による施設建設		整備事業者の公募・選定 介護老人福祉施設 広域型152人分（計画値） 介護老人保健施設 増床10人分（計画値） 選定事業者による施設建設	
			新たな整備計画の策定		新たな整備計画の策定		
■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者 グループホーム）など居住系サービスの計画整備 地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム） 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム） 特定施設入居者生活介護		整備事業者の公募・選定 地域密着型特別養護老人ホーム 2施設 認知症高齢者グループホーム 2か所 選定事業者による施設建設	選定事業者による施設建設		整備事業者の公募・選定 地域密着型特別養護老人ホーム 116人分（計画値） 認知症高齢者グループホーム 74人分（計画値） 特定施設入居者生活介護 900人分（計画値） 選定事業者による施設建設		
			新たな整備計画の策定		新たな整備計画の策定		

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)	
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
(1) 多様なサービス 基盤の充実による 支え合いの推進	■地域福祉型研修センター機能		調査研究の実施						研修プログラムの開発、実施						地域での老人クラブ活動が活発な 状態となり、健康増進活動や見守り 活動が各地域で行われている。 高齢者が住み慣れた地域で自助・ 互助・共助・公助できるシステムが 完成している。	
	■高齢者のボランティア活動の支援								研修二ード、人材育成二ードの把握、研修情報の提供、協働による企画・運営の実施							
	■地域のつながりハート事業 (堺市小地域ネットワーク活動推進事業) への支援								担い手の育成につながる講座の開催・活動支援							
	■総合相談支援 (再掲) 高齢者総合相談	拡充	居宅介護支援事業者との連携強化								継続					高齢者にとって一番身近な相談窓口と なる。
	■権利擁護業務 (虐待防止と適切な対処システムの構築) (再掲)	連携強化・拡充														
	■家族介護支援 (レスパイト) 事業 (再掲)	さかいお節介士の養成と活動支援							活動支援の強化							レスパイトの重要性が地域に普及され ている。 徘徊に不安を抱える認知症の人が、 さかい見守りメールに登録すること で、安心して暮らせる。 認知症カフェにより、認知症の人の 介護者の負担が軽減する。
	■家族介護慰労金支給事業 (再掲)								認知症サポーターとの連携							
	■ダブルケア相談窓口の充実 (再掲)		新規事業						継続実施							関係機関と連携した情報交換や研修会の開催
	■さかい見守りメール (堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業) の充実 (再掲)	256人登録							継続実施、普及活動							
	■認知症家族会への支援 (再掲)								事前登録者の増加に向けた啓発を地域包括支援センターと連携して進める							
	■「堺めぐもりカフェ」(認知症カフェ) の充実 (再掲)	17か所	33か所	36か所		45か所			協力機関の拡充、見守りネットワーク登録機関との連携							
	■見守りネットワーク事業の推進 (再掲)		新規事業						継続実施、普及活動、さかい見守りメール登録機関との連携							
(2) 情報共有と きっかけづくり	■老人福祉センターの運営			あり方を検討	指定管理者による管理運営／あり方検討結果を受けた管理運営				指定管理者による管理運営／あり方検討結果を受けた管理運営						高齢者の社会参加が活発となる。 担い手として地域活動・市民活動に 参加する高齢者が増加する。	
	■老人集会室の整備								地域での需要に応じて随時整備							
	■セカンドステージ応援団事業								担い手の育成につながる活動支援							
	■情報通信技術 (ICT) を活用した情報提供の推進								ICTを活用した情報提供の仕組みづくり							
	■生涯学習情報の提供								高齢者の社会参加や生きがいづくりに関する情報を取得できる仕組みづくり							
(3) 担い手の育成	■ふれあい基金を活用した地域福祉活動に対する支援								担い手の育成につながる活動支援						担い手として地域活動・市民活動に 参加する高齢者が増加する。	
	■いきいき堺市民大学								担い手の育成につながる講座の開催・活動支援							
	■ボランティア講座の開催								担い手の育成につながる講座の開催・活動支援							
	■生活援助サービス従事者研修の開催								担い手登録型訪問サービス従事者の養成・支援							
	■健康づくり自主活動グループの育成と活動支援 (再掲)								自主活動グループ等を継続するための支援						市民一人ひとりが自身の健康の保持 増進に努め、仮に健康状態が変化して も、互いに支え合うことにより安心 して暮らしていける地域となっている。	
	■食生活改善推進員の育成 と活動支援 (再掲)								グループへの参加促進及び活動を継続するための支援							
	■歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と 活動支援 (再掲)								自主活動グループ等を継続するための支援							
	■在宅保健専門職 (栄養士・歯科衛生士) の育成と 活動支援								グループへの参加促進及び活動を継続するための支援							

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	←実績 目標→		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	将来的には…(アウトカム指標)
		第6期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第8期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(4) 社会参加の 機会の提供	■老人クラブの活性化 ■ねんりんピックへの参加 ねんりんピック ■シルバー人材センターの活用 ■日常生活圏域コーディネーターの圏域配置（再掲） ■高齢者雇用の啓発 ■高齢者の就職支援	若手委員会設置		加入促進ポスター掲示					ホームページ開設					スポーツに親しむ高齢者がたくさん いる。 地域での老人クラブ活動が活発な状態 となり、健康増進活動や見守り活動が 各地域で行われている。 生きがいを持って働く高齢者が現在 より増加している。 高齢者が健康で、意欲と能力がある 限り年齢にかかわらず働き続ける ことができる。
		山口大会	長崎大会	秋田大会	富山大会	和歌山大会	岐阜大会	神奈川大会	愛媛大会	鳥取大会		決定開催地に参加		
		就労による生きがいづくりの支援の継続 女性会員の増加の促進												
		第1層(1名)配置	継続						継続					
				第2層モデル配置	継続・検証				検証結果をもとに配置					
				高齢者雇用管理セミナー										
(5) 権利擁護支援 の充実	■権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人養成 ■成年後見市長申立の促進 ■成年後見制度の普及・啓発 ■成年後見制度利用支援事業 ■堺市日常生活自立支援事業の活用 ■高齢者虐待防止の普及・啓発	42人	56人	57人				市民後人養成の推進、活動支援の継続						
		広報・啓発、情報提供等の実施、関係者向け研修の実施												
		事業の継続実施						対象者を拡大し、継続実施						
		事業の継続実施												
		事業の継続実施												
		高齢者の権利擁護や虐待防止に関する知識の普及啓発												
(6) 消費者被害の 未然防止及び 救済	■消費者被害に関する情報提供と相談の充実、 出前講座などの啓発活動 ■特殊詐欺被害防止に向けた警察等と連携した 広報啓発活動等の実施	広報紙・ホームページ等による消費者問題に関する情報提供及び啓発活動の推進、悪質な事業者に対する指導の強化、相談の充実												
		広報紙・ホームページ等による啓発、出前講座の実施、企業と連携した啓発活動など警察や市民と連携した各種事業の継続実施												
(7) 災害等緊急時 に備えた支援 の充実	■避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり ■福祉避難所の指定及び運営体制の構築	避難行動要支援者についての調査の実施と、自助・互助の仕組みづくりの推進												
		福祉避難所の課題への対応策の検討、円滑な設置、運営の体制構築、訓練実施、指定の拡大を推進												

5.「生活支援について」に係る今後の取組（～2020年度）

5-B

←実績|目標→

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
(1) 多様なサービス基盤の充実に よる支え合いの推進	■地域福祉型研修センター機能	地域を基盤としたソーシャル ワーカーリーダー養成研修の実施	調査研究の実施	研修プログラムの検討	地域福祉型研修センター機能の 運営開始	ニーズや効果を検証しながら実施	
	■高齢者のボランティア活動の支援	ボランティア相談件数1,129件	区のボランティア相談窓口での 活動支援	支援継続			
	■地域のつながりハート事業 (堺市小地域ネットワーク活動推進事業)への支援	校区福祉委員会数 93委員会	93委員会	93委員会	支援継続		
	個別援助活動 (見守り声かけ訪問・家事援助・介護援助・ 外出支援・配食活動)	見守り声かけ訪問実施校区 93校区	見守り声かけ訪問実施校区 93校区	見守り声かけ訪問実施校区 93校区	各校区における活動継続のため、日常生活圏域コーディネーターによる活動支援を実施		
	グループ援助活動 (いきいきサロン・ふれあい食事会・地域リハビリ・ 世帯間交流・子育て支援・ふれあい喫茶)	いきいきサロン実施校区 93校区	いきいきサロン実施校区 93校区	いきいきサロン実施校区 93校区	各校区における活動継続のため、日常生活圏域コーディネーターによる活動支援を実施		
	校区福祉委員会活動 (広報活動(新聞発行等)・研修・学習活動)	広報活動実施校区 81校区	広報活動実施校区 80校区	広報活動実施校区 81校区	各校区における活動継続のため、日常生活圏域コーディネーターによる活動支援を実施		
	校区ボランティアビューロー お元気ですか訪問活動	校区ボランティアビューロー 実施校区 83校区	校区ボランティアビューロー 実施校区 83校区	校区ボランティアビューロー 実施校区 84校区	各校区における活動継続のため、日常生活圏域コーディネーターによる活動支援を実施		
	■総合相談支援(再掲) 高齢者総合相談	高齢者総合相談 103,693件	関係機関との連携強化、支援拡充		地域包括支援センター・基幹型包括支援センター、行政の関係課と連携し、 多様な課題に対する支援体制の強化を図る		
	■権利擁護業務 (虐待防止と適切な対処システムの構築)(再掲)	関係機関へ研修・啓発、 市民向けのパネル展	関係機関との連携を強化して拡充		地域包括支援センター・基幹型包括支援センター、行政の関係課と連携し、 多様な課題に対する支援体制の強化を図る		
	■家族介護支援(レスパイト)事業(再掲) レスパイトの重要性・必要性の普及啓発				レスパイトの重要性について、さらなる普及啓発、活動支援の強化		
					さかいお節介士のあり方の検討、検証		
					区と連携し普及啓発に努める		
	■家族介護慰労金支給事業(再掲)	支給件数 3件	支給件数 4件	支給件数 5件	支給件数 3件	申請者宅を訪問し、介護状況の確認、 必要な情報提供、制度への理解を促進する。	
	■ダブルケア相談窓口の充実(再掲)		新規事業	212件	相談窓口の啓発	研修会の開催等による事業等の推進	
	■さかい見守りメール (堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業)の充実 (再掲)	事前登録者数 266人 配信の見直し・簡素化検証	事前登録者数 360人	事前登録者数 580人	事前登録者のさらなる増加		
					府警と地域包括支援センターとの連携強化		
	■認知症家族会への支援(再掲)	家族会支援 70回 個別支援 16,607回	家族会支援 71回 個別支援 17,723回	家族会支援 75回 個別支援 22,246回	家族会支援 78回 個々の状況に合わせた 個別支援の充実	家族会支援 80回 個々の状況に合わせた 個別支援の充実	家族会支援 82回 個々の状況に合わせた 個別支援の充実
	■「堺ぬくもりカフェ」(認知症カフェ)の充実 (再掲)	17か所	33か所	36か所	39か所	42か所	45か所
					カフェ見学を通じたさかいお節介士との連携		
	■見守りネットワーク事業の推進(再掲)		新規事業	2,115件	市、区と連携し事業を推進		

5.「生活支援について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

5-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(2) 情報共有ときっかけづくり	■老人福祉センターの運営	指定管理者による管理運営		指定管理者による管理運営／ 老人福祉センターのあり方を検討	指定管理者による管理運営／あり方の検討結果を受けた管理運営実施に向けての調整			
	■老人集会室の整備	51か所	51か所	51か所	地元要望を受けての整備補助金交付により、施設数を増やしていく			
	■セカンドステージ応援団事業	延2,929人	SSひろば堺東の廃止	SS倶楽部会員の諸活動を各区で展開				
	■情報通信技術 (ICT) を活用した情報提供の推進				事業構築に向けた調査研究		事業構築	
	■生涯学習情報の提供	ホームページへのアクセス数 544,589件	引き続き改善取組、事例検討	多くの情報を簡易に提供できるしくみづくり				
(3) 担い手の育成	■地域福祉推進基金を活用した地域福祉活動に対する支援	助成101件、10,008,991円	評価シートの改善、受付時から 団体の意識向上を図る	団体の意識向上を図ることができるような仕組の検討				
	■いきいき堺市民大学	受講数 623人	大学修了後の活動へ結びつく ようにサポート	地域福祉に重点を置いた講座の検討・実施	効果的な実施方法を検討			
	■ボランティア講座の開催	開催回数 18回	開催回数 18回	開催回数 18回	事業継続			
	■生活援助サービス従事者研修の開催		研修修了者 366人	研修修了者 414人	研修修了者 470人	研修修了者 530人	研修修了者 590人	
	■健康づくり自主活動グループの育成と活動支援 (再掲)	自主活動103グループ、登録 参加3,220人	既存グループに対する継続支援					
			活動グループや登録者の増加推進					
			地域との協働による市民の健康意識向上への取組					
	■食生活改善推進員の 育成と活動支援 (再掲)	食生活改善推進員	425人	380人	364人	349人	各区において「健康づくり教室」を実施、 会員数の維持・増加促進	
			「健康づくり教室」を実施、研修会の開催、情報提供					
	■歯と口の健康を普及する「8020メイト」の 育成と活動支援 (再掲)	自主活動7グループ (各区)	会員数143人 定例会105回 延1,265人	会員数143人 定例会101回 延1,299人	会員数促進活動、交流、ボランティア活動見学等支援			
		定例会議、学習会、交流会	養成講座22回 養成210人	養成講座22回 養成169人				
	■在宅保健専門職 (栄養士・歯科衛生士) の 育成と活動支援	在宅保健専門職	学習会、交流会				学習会、交流会を実施、会員数の維持、増加促進	
			35人	36人	34人	39人		

5.「生活支援について」に係る今後の取組（～2020年度）

←実績|目標→

5-B

施策展開	具体的な取組	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
		第6期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			
(4) 社会参加の機会の提供	■老人クラブの活性化 ■ねんりんピックへの参加 ■シルバー人材センターの活用 ■日常生活圏域コーディネーターの圏域配置(再掲) ■高齢者雇用の啓発 ■高齢者の就職支援	各区に推進本部を設置	新規加入啓発、会員数に応じた補助金交付		新規加入啓発、会員数に応じた補助金交付、市老連を通じた活動活性化			
		チラシの配架先の増加、大会報告をホームページで公表	募集についての周知活動		募集についての周知活動			
		起業や就労を支援する連続講座の実施	女性会員の増加促進	就業による生きがいづくりの支援の継続				
				就業による生きがいづくりの支援の継続				
		1層目(1名)配置	2層目コーディネーター業務のモデル実施	関係機関と連携した、通いの場の創出				
				2層目コーディネーター業務のモデル配置	継続・検証	検証結果をもとに配置		
			参加社 11社	参加社 10社	参加者 26社	参加者 14社	国の施策との連携を図りながら実施	
				さかいシニア就職面接会の実施 職業能力開発講座の実施	中高年齢者向け就職面接会の実施 職業能力開発講座の実施	さかいシニア就職面接会の実施 職業能力開発講座の実施	ニーズや効果を検証しながら実施	
(5) 権利擁護支援の充実	■権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人の養成 							



第4章 計画の推進

- 1 関係機関等の連携、役割
- 2 地域包括ケアシステム推進体制
- 3 市民・議会への情報提供
- 4 市民意見聴取等
- 5 計画の周知・広報
- 6 計画の進行管理・検証
- 7 今後の進め方

第4章 計画の推進

1 関係機関等の連携、役割

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、本市だけでなく、地域全体での取組として、各地域の自主性や主体性に基づき、医療介護等関係者や市民等、各主体が自らの役割を認識し、それぞれの役割を理解し、協働するという堺市地域包括ケアシステム推進条例の理念のもと、取組を推進していく必要があります。市、医療介護等関係者、市民等、皆が地域包括ケアシステムの担い手として、自助、互助、共助、公助の考え方に基づき、適切な役割分担と協働の観点のもとで取組を進め、計画の効果的な推進を図ります。

また、本市においても、特に本計画第3章の「施策の展開」の検討に関して、庁内の関係部局とも連携して、目標達成に向けて力を合わせるとともに、国や大阪府等とも適切な連携を図っていきます。

(1) 行政

本計画を効果的に実施することや、医療介護等関係者及び市民等と連携・協働すること、地域づくりを促進するための必要な支援、学びの場の提供及び啓発活動、情報の収集・発信、災害時においても支え合える基盤づくり等を行います。

(2) 医療介護等関係者

医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに努めます。

また、介護予防及び自立支援について効果的に実施するため、それぞれの役割を十分認識した上で、必要な情報の共有を図るとともに、医療、介護その他高齢者の自立した日常生活の支援に関わる分野における連携を図るよう努めます。さらに、医療介護等関係者は、本市が実施する地域包括ケアシステムの推進に関する施策に積極的に協力するよう努めます。

(3) 市民等

市民等は、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防及び健康の保持増進に努めます。

また、一人ひとりが自らのこととして、主体的に地域づくりに取り組むとともに、社会全体で協力して、地域包括ケアシステムの推進に努めます。

(4) 庁内連携

本市では、地域包括ケアシステムに関する事項について調査審議するため、審議会を設置し、庁内関係部局が出席し、会議前後での調整など庁内連携を進めています。本計画の推進に当たっては、庁内外で多岐にわたる分野が関連するため、審議会を中心として一層関係部局の連携・調整を図りながら、本計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進していきます。

2 地域包括ケアシステム推進体制

全市横断的な体制で取組を進める必要があります。そのため、庁内連携を強化し、既存の検討組織等を活用しながら課題解決を図ります。

また、取組は全庁的な取組であることから、下記に示す各会議で議論された内容については、各課内において必ず情報共有するとともに、国等の広域的な会議や関係団体が実施する会議などにも参加し、情報収集を図ります。

	堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	堺市地域包括ケアシステム 審議会	堺市地域介護サービス 運営協議会
根拠法令	社会福祉法 (第11条第2項)	堺市超高齢社会に対応する ための地域包括ケアシステム の推進に関する条例 (第11条)	堺市介護保険条例 (第5条の2)
審議内容	・高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画の 作成、進捗管理 等	・地域包括ケアシステムの推進 に関する施策の進捗管理 ・地域包括ケアシステムの推進 に関する施策の検証及び評価 等	・地域密着型サービスに 関する事務執行 ・地域包括支援センター の運営に関し公正及び 中立な運営を確保し、 円滑かつ適正に実施

日常生活圏域	・圏域、校区、個別ケア会議を活用したケアシステムの推進 ・市民との協働による見守りネットワークづくり ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療と介護連携の推進
区	・区の特性に応じた地域包括ケアシステムの枠組みの構築 ・市民との協働による計画推進に向けたネットワークづくり等の運営 ・シンポジウムや地域に出向いての市民への情報提供、情報収集 ・地域ケア会議等を活用したケアシステムの推進
市	・計画全体の枠組みの構築 ・計画推進のための区・庁内横断的な連絡・調整 ・計画に向けた支援策の検討 ・審議会の設置・運営及び計画の取りまとめ ・審議会等を活用した評価等の計画の推進 ・関係機関との連携推進体制の整備 ・地域ケア会議等を活用したケアシステムの推進

3 市民・議会への情報提供

地域包括ケアシステムに資する取組については、市の責務を基本とすることから、市民意向や議会の理解が必要です。このため、厳しい財政見通しや連携の現状など、取組の背景について認識を共有するとともに、これまで以上に適宜適切に市民及び議会に対して情報を提供するよう努めます。

4 市民意見聴取等

施策の見直しを行う場合等は、その施策の必要性等について検討する必要がある、市全体の社会的需要に合致したものとなるよう、潜在的なニーズの把握に努めてまいります。

このため、各種計画の策定時に行う高齢者実態調査等により需要を見出すとともに、人口等の統計データを活用して将来推計の予測を行うなど、中長期的な視点をもって見極めながら、効果的な取組を検討していくことが望まれます。

5 計画の周知・広報

堺市地域包括ケアシステム推進条例の中で、市は地域包括ケアシステムに関する「学びの場の提供及び啓発活動」と「情報の収集、発信等」に努める、としています。本計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、本市の広報紙やホームページ、条例のリーフレットなどをはじめ、多様な媒体を活用して、子どもから大人まであらゆる世代に周知・広報活動を推進します。また、医療介護等関係者や地域などと協力し、地域包括ケアシステムの理念や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

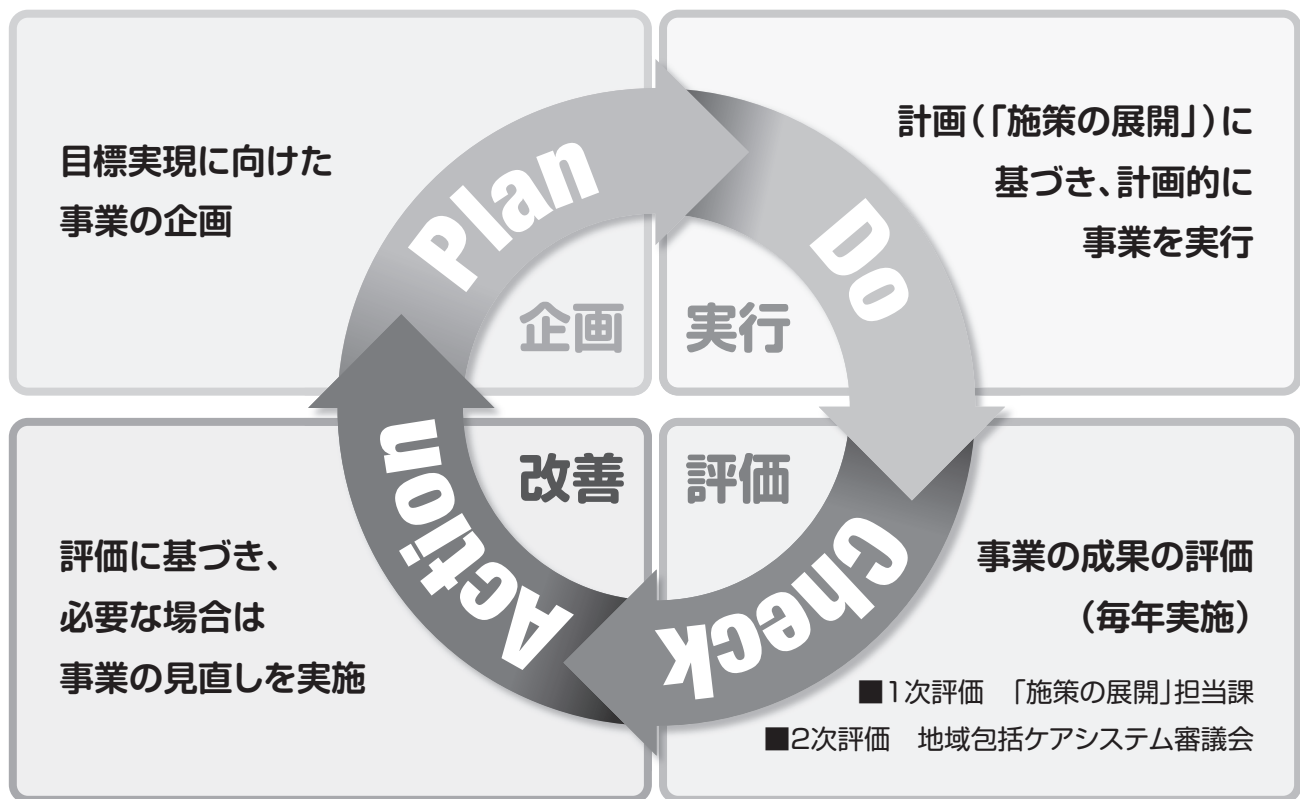
6 計画の進行管理・検証

学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから構成された審議会において、事業の実施状況など、定期的な計画の点検・評価を行うとともに、幅広い意見などの聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

本計画第3章の「施策の展開」に基づき、長期的な見通し（2026年度まで）と中期的な計画の見通し（2020年度まで）の視点で、「施策の展開」中の具体的な取組を担当している関係課が毎年度の事業内容を企画（Plan）し、医療介護等関係者や市民等様々な主体や庁内の関係部門との連携のもとで事業を実行（Do）していきます。

また、事業実施による成果については、目標指標の達成状況や高齢者実態調査等を活用し、評価（Check）し、目標指標や目標の達成状況が十分でない事業については、改善（Action）の方策を検討し、さらに次年度以降の「施策の展開」の加筆・修正を行い、次年度以降の事業の展開に活かしていきます。

こうしたPDCAマネジメントサイクルを徹底し、事業の効率性や実効性を高めます。これらのプロセスを通じて、必要な場合には事業の見直し等の改善を図るなど、本計画の適切な推進に取り組んでいきます。



7 今後の進め方

市民ニーズや社会構造の変化を見据え、本市の実情にあった地域包括ケアシステムの構築の水準を見定め、人口動向、財政状況、施設の配置状況、ICT技術の進展等を総合的に勘案し、計画的に取り組むを推進します。

また、施策の事業内容や利用状況等を点検し、単年度毎に上位計画等との整合を図りながら総合的な計画の検証・見直しを行います。

資料

- ・ 審議会委員名簿
- ・ 条例本文
- ・ 地域包括支援センター・
基幹型包括支援センター 一覧
- ・ 用語説明

堺市地域包括ケアシステム審議会委員名簿

(令和元年7月10日現在 50音順 敬称略)

氏 名	所属団体
網 田 隆 次	堺市老人施設部会 会長
大 谷 信 哉	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 理事
大 町 むら子	堺市女性団体協議会 副委員長
岡 原 和 弘	一般社団法人 堺市医師会 副会長
尾 島 博 司	一般社団法人 堺市薬剤師会 会長
小 田 真	一般社団法人 堺市医師会 理事
小 野 達 也	桃山学院大学 社会学部 教授
加 納 剛	堺市民生委員児童委員連合会 会長
釜 江 和 恵	公益財団法人 浅香山病院 認知症疾患医療センター センター長
◎ 黒 田 研 二	関西大学 人間健康学部 教授
信 貴 良 太	堺市議会 議員
谷 野 一 人	さかい有料老人ホーム・サ高住連絡会 副代表・理事
辻 洋 児	一般社団法人 堺市老人クラブ連合会 会長
椿 孝 夫	堺市校区福祉委員会連合協議会 会長
中 西 時 彦	一般社団法人 堺市歯科医師会 会長
中 野 博 文	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 常務理事
西 尾 正 敏	さかい地域包括・在宅介護支援センター協議会 代表幹事
松 井 由加里	一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会 理事
的 場 慎 一	堺市議会 議員
豆 野 陽 一	一般社団法人 狭山美原歯科医師会 会長
山 口 健太郎	近畿大学 建築学部 教授
山 本 重 信	堺市自治連合協議会 会長
吉 川 敏 文	堺市議会 議員
吉 川 守	堺市議会 議員
和 田 春 代	堺市老人介護者（家族）の会 副会長

◎堺市地域包括ケアシステム審議会会長

堺市超高齢社会に対応するための 地域包括ケアシステムの推進に関する条例

（前文）

可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳をもって人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには、社会保障制度はもとより、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が必要である。

地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等の協働によるまちづくりであり、地域の特性に応じてつくり上げていくものである。

私達一人ひとりが支え合いながら、「安心ですやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、これを世代を超えて受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、ここに地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進について、共に力を合わせて取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進（以下「地域包括ケアシステムの推進」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにするとともに、地域包括ケアシステムに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を効果的に推進し、もって高齢になり何らかの支援が必要となった時も、自分らしく、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令等において使用する用語の例による。
- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）地域包括ケアシステム 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定するものをいう。
 - （2）医療介護等関係者 医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者、従事者等をいう。
 - （3）市民等 本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者及び市内に存する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者をいう。
 - （4）介護予防 要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。
 - （5）自助 自分らしい生活を続けていくため、自らのできる範囲で、健康づくり、介護予防等に自ら取り組むことをいう。
 - （6）互助 自助だけでは自分らしい生活を続けていくことが困難な場合において、家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。
 - （7）共助 介護保険その他の社会保険の制度を始め、その仕組みが組織化され、及び制度化された地域の助け合い活動等により、共に助け合うことをいう。
 - （8）公助 自助、互助及び共助では支えきれない部分を、税による社会保障等により行政において補完することをいう。
 - （9）自立支援 自らの意思に基づき、自分らしく、自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することをいう。
 - （10）地域づくり 市民等が共に支え合い、助け合い、及び気遣い合って誰もが安心して快適に暮らしていける地域をつくるための活動をいう。

（基本理念）

- 第3条 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- （1）地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
 - （2）地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。

- (3) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- (4) 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方にに基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- (5) 市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「ケアシステム推進施策」という。）に係る総合的な計画を策定し、効果的に実施するものとする。

- 2 市は、ケアシステム推進施策を実施するに当たり、医療介護等関係者及び市民等と相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。
- 3 市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。
- 4 本市の行政に携わる者は、この条例の基本理念を理解し、尊重した上で行動しなければならない。

(医療介護等関係者の役割)

第5条 医療介護等関係者は、その属する医療機関、事業所等において地域包括ケアシステムの推進に向けた同一の目標を共有し、積極的に地域づくりに貢献するよう努めなければならない。

- 2 医療介護等関係者は、介護予防及び自立支援について効果的に実施するため、それぞれの役割を十分認識した上で、必要な情報の共有を図るとともに、医療、介護その他高齢者の自立した日常生活の支援に関わる分野における連携を図るよう努めなければならない。
- 3 医療介護等関係者は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、介護予防及び健康の保持増進に努めるものとする。

- 2 市民等は、住み慣れた地域においてのみならず、社会の各分野においても、地域包括ケアシステムの推進に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、一人ひとりが自らのこととして、主体的に地域づくりに取り組むよう努めるものとする。
- 4 市民等は、市が実施するケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学びの場の提供及び啓発活動)

第7条 市は、市民等のあらゆる世代に対し、地域包括ケアシステムを理解するため、次に掲げる事項に関する学びの場の提供に努めるものとする。

- (1) 高齢者の尊厳の確保の重要性に関する事項
- (2) 互いに支え合うことの重要性に関する事項
- (3) 自助、互助、共助及び公助に係る考え方に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムに関する事項
- 2 市は、次に掲げる事項について医療介護等関係者及び市民等に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するものとする。
 - (1) 地域包括ケアシステムの趣旨、目的、必要性等に関する事項
 - (2) 介護予防及び自立支援に係る考え方に関する事項
 - (3) 介護予防の重要性及び方法に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムを推進するために必要な事項

(情報の収集、発信等)

第8条 市は、地域づくりにおける具体的な事例その他の地域包括ケアシステムに関する様々な情報を収集し、医療介護等関係者及び市民等に発信するとともに、これらの者の交流の場の創出等に関する支援に努めるものとする。

(施策の見直し)

第9条 市は、ケアシステム推進施策の実施状況並びに医療介護等関係者及び市民等との適切な役割分担を踏まえた上で、ケアシステム推進施策の在り方について、定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、ケアシステム推進施策を計画的かつ効果的に実施するために必要となる財政上の措置については、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、適切に講ずるよう努めるものとする。

(堺市地域包括ケアシステム審議会)

第11条 地域包括ケアシステムに関する事項について調査審議するため、堺市地域包括ケアシステム審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) ケアシステム推進施策の進捗管理に関する事項

(2) ケアシステム推進施策の検証及び評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関する重要事項

3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第14条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第16条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第17条 審議会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 前3条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ分科会会長が指名する委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条までの規定は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第15条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

地域包括支援センター・基幹型包括支援センター 一覧

区	名 称	所在地	電 話	FAX
堺	堺第1地域包括支援センター	堺区海山町3-150-2 (ハートピア堺隣) 担当区域 (小学校区) / 三宝・錦西・市・英彰	222-8082	222-8083
	堺第2地域包括支援センター	堺区今池町4-4-12 (みあ・かーさ内) 担当区域 (小学校区) / 錦・錦綾・浅香山・三国丘	229-9240	229-9234
	堺第3地域包括支援センター	堺区京町通1-21 (グレース堺敷地内) 担当区域 (小学校区) / 熊野・少林寺・安井・榎	223-1500	223-1522
	堺第4地域包括支援センター	堺区協和町3-128-11 (愛らいふ内) 担当区域 (小学校区) / 神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586	275-8587
	堺基幹型包括支援センター	堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館内)	228-7052	228-7058
中	中第1地域包括支援センター	中区深井中町1888-14 (デイサービスセンターつどい内) 担当区域 (小学校区) / 八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800	276-0802
	中第2地域包括支援センター	中区土塔町2028 (ふれ愛の家内) 担当区域 (小学校区) / 東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500	234-6501
	中第3地域包括支援センター	中区東山841-1 (ヘルファミリア内) 担当区域 (小学校区) / 久世・福田・深阪・東陶器・西陶器	234-2006	234-2013
	中基幹型包括支援センター	中区深井沢町2470-7 (中区役所内)	270-8268	270-8288
東	東第1地域包括支援センター	東区石原町3-150 (つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内) 担当区域 (小学校区) / 南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018	240-0048
	東第2地域包括支援センター	東区南野田33 (ハーモニー内) 担当区域 (小学校区) / 登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111	237-3900
	東基幹型包括支援センター	東区日置荘原寺町195-1 (東区役所内)	287-8730	287-8740
西	西第1地域包括支援センター	西区浜寺石津町西5-11-21 (結いの里内) 担当区域 (小学校区) / 浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056	268-5066
	西第2地域包括支援センター	西区草部531 (ウェルフォンテひのき内) 担当区域 (小学校区) / 鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048	284-8875
	西第3地域包括支援センター	西区津久野町1-5-8-103 (アーバンフォーレスト) 担当区域 (小学校区) / 津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022	260-5033
	西基幹型包括支援センター	西区鳳東町6-600 (西区役所内)	275-0009	275-0140
南	南第1地域包括支援センター	南区赤坂台2-5-7 (赤坂台近隣センター内) 担当区域 (小学校区) / 美木多 (鴨谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台	295-1555	295-1556
	南第2地域包括支援センター	南区原山台1-6-1-103 (府公社泉北原山台C団地6-1棟) 担当区域 (小学校区) / 福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030	290-7665
	南第3地域包括支援センター	南区茶山台3-22-9 (茶山台近隣センター内) 担当区域 (小学校区) / 上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085	289-8086
	南第4地域包括支援センター	南区逆瀬川11038-2 (榎塚荘内) 担当区域 (小学校区) / 三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉	291-6681	291-6682
	南基幹型包括支援センター	南区桃山台1-1-1 (南区役所内)	290-1866	290-1886
北	北第1地域包括支援センター	北区北花田町3-28-1 (今井ビル) 担当区域 (小学校区) / 東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120	240-0121
	北第2地域包括支援センター	北区長曾根町1199-6 (陵東館秀光苑内) 担当区域 (小学校区) / 東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	252-0110	257-2941
	北第3地域包括支援センター	北区野遠町344-1 (あけぼの苑内) 担当区域 (小学校区) / 大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515	257-1525
	北第4地域包括支援センター	北区百舌鳥陵南町2-662 (ハビネス陵南内) 担当区域 (小学校区) / 中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	276-3838	276-3800
	北基幹型包括支援センター	北区新金岡町5-1-4 (北区役所内)	258-6886	258-8010
美原	美原第1地域包括支援センター	美原区平尾595-1 (美原荘内) 担当区域 / 美原区全域	369-3070	369-3038
	美原基幹型包括支援センター	美原区黒山167-1 (美原区役所内)	361-1950	361-1960

用語説明

【ア行】

アウトカム指標

「何をしたか、何がどの程度できたか（＝アウトプット）」だけでなく、「市民の何が、どのように改善されるか」という「アウトカム（成果）」を明らかにするため目標を明示し、その業績を測定するための指標。

いきいき堺市民大学

高齢者の豊かな経験や知識を地域活動にいかし、高齢者の学び直しの機会や活躍の場づくりをとおして、「地域福祉の担い手」となるよう人材育成に取り組むものである。

ACP（人生会議）

人生の最終段階における医療や介護ケアについて、本人が家族や医療、介護ケアチームと繰り返し話し合う取組「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」の愛称。

おでかけ応援制度

公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的として、65歳以上の市民が市内の路線バスなどを1回100円で乗車できる堺市の制度。

【カ行】

介護予防

介護の必要な状態になることを予防すること。また、そのために必要となるサービスや取組。

介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業

元気高齢者を対象に、あるく（身体活動）・しゃべる（社会参加）・たべる（食生活）のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを実施することで、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作る事業。

介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成すること。

介護予防手帳

体調管理に気をつけ、心身の健康に良い生活を送るよう心掛けたり、日々の生活を振り返り新たな目標や生きがいを見つけるきっかけとなるように、自分自身で生活を見直していく「セルフマネジメント」の力を高めるための書き込み式手帳

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援の

事業を実施するもので、訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、その他の生活支援サービス（配食、見守り等）、介護予防ケアマネジメントなどを提供する。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う施設のこと。

介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者などに対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設のこと。

家族介護慰労金支給事業

低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護4または5の方）が一定期間何等かの事情により、介護保険サービスを利用しない場合、申請に基づき要件を確認し、在宅で介護している同居家族を対象に、介護者の精神的・経済的不安の軽減を目的として、年10万円を支給する。

鑑別診断

患者の症状等がどのような疾患に由来するのを見極めるために行う診断。認知症の鑑別診断の場合、認知症の原因疾患や程度などを見極めるための診察を行う。

基幹型包括支援センター

日常生活圏域（当該項目参照）に設置される地域型の地域包括支援センター（当該項目参照）に対し、地域包括支援センターへの支援やセンター間連携の促進、困難事例などへの対応、広域的・専門的なネットワークの構築などを基幹的に担う地域包括支援センターのこと。

居住サービス

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、認知症高齢者グループホーム以外の、入所・入居して利用するサービスをいい、ケアハウス、有料老人ホームのうち特定施設入居者生活介護の適用を受けるもののこと。

居宅介護支援

居宅介護サービスの適切な利用ができるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの

提供を確保するため、サービス提供事業者との連絡調整、給付管理を行うサービスのこと。

居宅療養管理指導

要介護者又は要支援者であって居宅において介護を受ける者について、病院、診療所の医師、歯科医師、薬局の薬剤師、または看護師などが居宅を訪問して行う療養上の健康管理や保健指導サービスのこと。

緊急通報システム

居宅内で緊急事態（急病、事故等）が発生した時に、通報ボタンを押したり、室内の確認センサーが作動するなどにより、緊急事態を知らせるシステム。システムの種類により、緊急通報は近所の支援者や、消防署、警備会社等に通報されるものがある。

ケアプラン

利用者や家族の状況に応じて利用者の自立支援に資するよう、サービス担当者会議においてサービス提供担当者等からの専門的な意見を踏まえ作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことで、介護保険対象外のサービスも盛り込まれる。なお、介護保険のサービスを受けるためには、ケアプランの作成が必要。ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が作成する。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつないで必要なケアを提供する手法のこと。介護保険制度においては、生活課題を明らかにし、その人の状況に応じた適切で効果的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービス及び社会資源を活用しながら住み慣れた地域で生活が継続できるように支援すること。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要支援・要介護者などからの相談に応じ、要支援・要介護者などが心身の状況に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や事業者などとの連絡調整を行う専門職のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命（死亡するまでの期間）と健康寿命の差が、健康上の問題で日常生活が制限され、介護等が必要となる期間になる。

健康づくり自主活動グループ

堺市内の各地で、体操、ウォーキングなど、自主的な健康づくりに取り組むグループのこと。

権利擁護

対象となる人の権利を守ること。高齢者などで、自ら権利を守ることが困難な人のために、その権利を代弁し、守ること。

権利擁護サポートセンター

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人への権利侵害や財産管理に関する法律的な相談や、成年後見制度の利用など、市民や関係機関などに対して権利擁護に関する相談・支援を行う堺市の機関。平成25年4月に開所。

後期高齢者

高齢者（年齢が65歳以上の人）のうち、75歳以上の人を後期高齢者と言う。なお、年齢が65～74歳の人は前期高齢者と言う。

【サ行】

サービス付き高齢者向け住宅

平成23年10月20日から新たに創設された登録制度に基づく住宅のこと。民間事業者等が整備する60歳以上の高齢者等を対象とする住宅で、「バリアフリー構造となっていること」、「少なくとも状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスが提供されること」、「入居者保護に配慮した契約となっていること」などの基準を満たすもの。堺市は登録手続きや不適切な状態がある場合の指導監督を行っている。

在宅医療

医療受診には、入院、外来、在宅の3つの形態があり、そのうち、在宅医療は、継続的な医療が必要だが通院が困難な方などに対して、医師や訪問看護師等が定期的に患者の自宅等を訪問し、診療や医学管理等を行うもの。

在宅ケア

入院・入所ではなく、自宅等で生活しながら、介護、医療等のサービスを受けること。

在宅歯科ケアステーション（歯科医師会）

通院が困難な高齢者等の歯・口の健康を支えるために、訪問診療の相談、往診する歯科医師を居宅・施設などへ派遣する受付窓口。

さかいお節介士

堺市が養成している、地域で援助の必要な人への声かけやちょっとした手助けをする応援者。

堺コッカラ体操

堺市と関西大学が連携して開発した認知症予防・介護予防のための体操。

堺市乗合タクシー

鉄道駅やバス停から離れた地域の移動手段を確保するため、こうした地域と鉄道駅等を結ぶルートを運行している。路線バスのように停留所や運行時刻が決まっており、利用には予約が必要。

堺地域医療連携支援センター

在宅医療・介護の連携等に関する専門職からの相談対応等を行うセンターで、堺市医師会に設置されている。

堺ぬくもりカフェ

堺市版の認知症カフェ。（「認知症カフェ」については該当項目参照）

さかい見守りメール（高齢者徘徊SOSネットワーク事業）

認知症の方などが徘徊して行方不明になった場合に、早期発見する取組。認知症の高齢者等の事前登録を行い、行方不明時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組。

市民後見人

一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や介護契約などの法律行為を行う。また、養成講座等を修了して市民後見人の候補となった人の登録制度を市民後見人バンク等という。

住宅改修支援事業

介護保険の給付対象となるサービスの一つで、居宅の要介護（支援）者が現に居住する住宅について、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修を行う場合にその費用の一部を支給する制度のこと。支給限度基準額は要介護度にかかわらず、同一被保険者同一住宅で20万円となり、その範囲内で要した費用の7～9割分を申請により給付している。（工事前の事前申請が必要）

住宅改修費助成事業

要介護・要支援認定申請が非該当の方には介護保険と同じ内容の工事について20万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事について30万円を限度に助成している。

重度化予防

要介護の状態などが、より重度になることを予防すること。

終末期

病気の治る可能性がほとんどなく、近い将来に死を迎えるであろうことが予想される時期のこと。ターミナル期

ともいう。終末期において、延命治療ではなく、死を前にした患者の心身の苦痛を緩和・除去することを目的とした医療は、ターミナルケア、緩和ケア、ホスピスケア等と呼ばれる。

縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行うもの。請求誤りと判断されたものは、事業所等に通知し、過誤処理を行う。

消費者被害

悪徳商法や詐欺などにより、商品やサービスの売買で不当な代金の支払いをさせられるなど、消費者が被害を受けること。

食生活改善推進員

市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を受講し、地域で健康づくりや食育に関するボランティア活動を行う。

情報通信技術（ICT）

「ICT」は、Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。

自立支援

高齢者等が、残存機能等を活用しながら自立した生活を営むことができるように支援すること。

シルバー人材センター

高齢者等が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的として設置された組織。センターは原則として市町村単位に置かれ、都道府県の指定を受けた社団法人が運営する。

シルバーハウジング

高齢者向けにバリアフリー化された公営住宅。生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置され、生活相談や安否確認、緊急時対応などを行う。

生活支援サービス

見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動支援、社会参加の機会提供、その他電球交換、ゴミ捨て、草むしりなどの日常生活にかかる支援等のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。代表的なものとして、糖尿病、肥満症、高脂血症、高血圧症などがある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）

を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理することで、本人の保護や支援を行う民法の制度。成年後見人などは、親族に限らず、法人なども選任されることができる。

セカンドステージ応援団

自分ひとりの時間を持てるようになった方や、今後新たなことを始めてみようと考えておられる方などが、新たなセカンドステージを充実して過ごすための支援を行っている。

セーフティネット住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律により、賃貸人が、都道府県・政令市・中核市に賃貸住宅を登録することができる。

【タ行】

多職種連携

介護や医療などに従事する複数の専門職（ケアマネジャー、看護師、介護士等）が連携・協力してケア体制を構築すること。

ダブルケア

同時期に子育て（18歳未満の子どもや孫）と介護の両方を行っている状態のこと。

団塊の世代

第1次ベビーブームの時期（昭和22～24年）に生まれた世代のこと。この世代の人口規模が大きいこと、その動向は社会的影響が大きく、この世代が高齢者となることで、高齢者の生活の仕方や生き方などが一層多様化すると考えられている。

地域医療連携室（薬剤師会）

在宅医療を行う薬局の支援や、医療関係者と介護支援専門相談員や地域包括支援センターをはじめとする福祉・介護関係者とのより密接な関係と連携を深めるための窓口。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために、市町村が実施する事業。事業には全市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う任意事業がある。

地域団体

自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員連合会、老人クラブなどの地域で活動を行う団体のこと。

地域のつながりハート事業

校区福祉委員会を基盤として、地域で暮らすひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人たちが地域で孤立することなく、安心して暮らせるように、地域住民の参加と協力により実施される支え合い活動。

地域福祉型研修センター機能

社会福祉法第4条における地域生活課題に対処するため、地域福祉に関する研修及び情報の発信等を行い、地域住民等や福祉に携わる人材の育成を行い、地域福祉の推進を図る取組み。

地域福祉推進基金（ふれあい基金）

「福祉に役立ててほしい」と市民の皆様からいただいた寄付金と堺市からの拠出金を積み立てて運用している基金であり、基金運用益金などを活用してボランティア活動や福祉活動に対する助成などを行っている。

地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制のことであり、このような体制を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方。

地域包括支援センター

介護保険法に基づき設置されるもので、地域住民の保健・福祉・医療の向上、総合相談支援、地域の関係機関などのネットワークの構築、ケアマネジャーなどへの支援、介護予防マネジメントなどの役割を担う地域の中核的な支援機関。保険者が直営または委託により設置し、基本的に日常生活圏域を単位に設置するものとされている。

地域密着型サービス

平成18年4月施行の改正介護保険法で新たに設けられたサービス類型で、介護が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、地域の特性に応じた多様な柔軟な形態のサービス提供が可能なサービス体系として設けられた。その種類は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設（定員30人未満））、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模介護老人福祉施設（定員30人未満））の6種類であり、平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが加わり8種類となった。これら地域密着型サービスについては、保険者である堺市がサービス事業者の指定・監督を行うこととなっている。

超高齢社会

全人口のうち高齢者が21%を超えた状態。なお、7%を超えた状態を「高齢化社会」、14%を超えた状態を「高齢社会」という（WHOの定義）。

特殊詐欺被害

「会ったこともない人に、電話などの通信手段を使用して現金等を騙し取る詐欺の被害を受ける」ことで、「オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保険金詐欺、還付金等詐欺」などのいわゆる振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称をいう。

【ナ行】

日常生活圏域

介護保険事業計画で定めることとされている圏域で、高齢者の日常生活において基本的な単位となる圏域のこと。日常生活圏域の設定は、保険者が地域の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされている。堺市の日常生活圏域は21か所。

日常生活圏域コーディネーター

高齢者の生活支援や介護予防等の基盤づくりを進めるため、ボランティア等の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や基盤整備、地域ニーズと地域支援のマッチング、関係機関のネットワークづくりなどを行う。市町村全域（第1層）と各日常生活圏域（第2層）にそれぞれ担当が配置される。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障害者等で、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

認知症

脳の病気の一つで、脳の機能が低下して日常生活に支障が出ている状態のこと。老化現象と思われがちだが、脳の病気によって起こる「症状」である。最も多いのは、アルツハイマー型認知症で、全体の約6割を占めている。次いで、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症でこれらは四大認知症と呼ばれている。

認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民、支援者、専門職などが気軽に集い、情報交換や交流などを行う場として設置されるもの。「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」では、「認知症カフェの普及などにより、認知症の方やその家族等に対する支援を推進する」と位置づけられている。

認知症キッズ・サポーター

堺市が養成する認知症サポーターの子ども版。（「認知症サポーター」については該当欄参照）

認知症キャラバン・メイト

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を見守り、支援する応援者のことで、国の認知症サポーターキャラバン事業に基づき、地域住民、金融機関や小売業などの従業員、小・中・高等学校の児童・生徒など様々な人を対象に全国各地で養成講座が行われている。また、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことをキャラバン・メイトという。

認知症支援のてびき（認知症ケアパス）

ケアを提供するうえで、対象者の経過を追って関係する職種の関わり方や情報共有の方法、役割分担などの内容とタイムスケジュールを一覧表にしたもので、多職種が連携するうえでの指針として使用されるもの。認知症ケアパスはそれを認知症に応用したもので、認知症の方の病状などの進行状況にあわせて、多職種が連携してどのように支援を行っていくかをわかりやすく示したもの。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症を正しく理解したうえで、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

認知症サポート医

認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の相談・アドバイザー役になるとともに、地域の医療機関や医師会、地域包括支援センター等との連携の担い手となる医師のこと。

認知症疾患医療センター

都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関などの紹介、問題行動への対応についての相談などを行う専門医療機関。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う、複数の専門職により構成されるチーム。地域包括支援センター等に配置される。

認知症地域支援推進員

認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域における関係機関の連携支援や認知症支援体制の構築、認知症施策や事業の企画調整等を行う。各市町村に設置される。

認知症の気づきチェックリスト

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、認知症の疑いを本人・家族等がチェックできるように堺市が作成したパンフレット。

認定調査（認定訪問調査）

要介護認定または要支援認定の申請があったときに市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定市町村事務受託法人一併設の居宅介護支援事業者の介護支援専門員（調査員）が自宅や施設に訪問し、本人の心身の状況等認定に必要な調査を行う。

ねんりんピック（全国健康福祉祭）

毎年、全国各地で開催されている60歳以上の方を中心とした健康と福祉の総合的な祭典であり、各種スポーツ競技や美術展、文化・健康・福祉などのイベントを通して、交流を図っている。

ノンステップバス

高齢者や障害者が乗降しやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバスのこと。

【ハ行】

8020メイト

地域で8020運動を促進し、口腔の健康を保つための活動を行うボランティア。「8020運動」とは「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という趣旨による口腔衛生の活動。

パブリックコメント

行政機関が法令や行政計画などを策定する際に、その案を公表し、広く意見などを募ることで公正な意思決定をするための制度。決められた期間、ホームページでの公開や公共施設での閲覧などの方法で公表し、意見募集を行う。

バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消やエレベータ設置など、物理的障壁の除去を指す言葉。また、より広い意味として、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する意味でも使われる。

避難行動要支援者

高齢者、障害者等の防災施策において、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

ひらめき脳トレプラス教室

認知症を予防する「堺コッカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室。

福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活

において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要支援者を対象とする避難所のこと。

フレイル（加齢による虚弱）

高齢になって段々と活動や筋力が低下し、外出する機会が減り、病気にならないまでも手助けや介護が必要となってきました。このような心と体の働きが弱くなってきた状態。

保険者

保険の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。

【マ行】

看取り

自宅や病院、施設で要介護者が亡くなる際の一連の終末期ケアのこと。

民生委員児童委員

地域で、住民の生活上の様々な相談に応じ、高齢者や障害者世帯の見守り、安否確認、適切なサービス等へのつなぎなどを行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤（無報酬）の地方公務員。委員は市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等により推薦・委嘱される。

【ヤ行】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護などを提供する施設のこと。特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりその多様なニーズを充たそうとする高齢者を対象とする民間の入所施設である。主に介護付、住宅型、健康型の3類型がある。介護付有料老人ホームは、介護が必要になっても当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら生活を継続することが可能である。住宅型は、生活相談サービス等が付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合、訪問介護等の居宅サービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能である。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品などのデザインにおいて、障害の有無などに関わらず、当初からすべての人が使いやすいようにするという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、初めから普遍的な使いやすさをデザインするという考え方に立つ。

要介護等認定

申請者の要介護（支援）状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果と主治医の医学的見地からの主治医意見書により、全国一律のコンピューターソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家による審査会）において最終的な判定（二次判定）を行う。

要配慮者

高齢者、障害者等、防災施策において配慮を要する人。

予防給付

要支援1・2の方に対する介護保険サービス。要支援1・2の方は要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」に資するようサービスが提供される。

【ラ行】

レスパイト

レスパイトとは、「休息、息抜き」という意味。レスパイト・ケアとは、在宅介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息を取れるようにする支援のこと。介護保険サービスでは、デイサービスやショートステイがある。インフォーマルサービスとして、普段は介護していない親族や友人、近隣の人が支援することも挙げられる。

老人クラブ

高齢者を会員とする自主的な組織で、各地域で組織され、様々な活動を行っている。老人福祉法などにおいて、高齢者の福祉（社会参加・生きがい対策）の推進組織として位置づけられている。

老人集会室

地域にお住いの60歳以上の方が、趣味活動、レクリエーションなどの活動を通じて、お互いの交流を図る施設。

老人福祉センター

大広間・娯楽室・相談室などがあり、60歳以上の方が健康の増進、いきがいづくり、レクリエーション活動などに利用できる施設。利用にあたっては、各センターが発行する利用証が必要となる。

ロコモ

ロコモティブシンドロームの略。身体の運動器（筋肉、骨、関節など）の障害により、歩行や日常生活動作に支障のある状態になること。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

持続可能な開発目標 (SDGs: エス・ディー・ジーズ) とは、2015年9月、ニューヨークで開かれた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、2016年から2030年までの15年間に、**貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊**などの様々な問題を根本的に解決し、**私たちの世界をよりよくすることをめざす、世界共通の17の目標**です。

地域包括ケアシステムの推進により、人生100年時代に、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らせる社会の実現をめざします。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

3 すべての人に
健康と福祉を



堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画

令和元年11月発行

編集・発行

堺市健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話072-228-0375 FAX072-228-8918

堺市配架資料番号: 0-00-00-0000